

令和4年3月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和4年2月25日（金曜日）

議事日程第1号

令和4年2月25日（金曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第4号 専決処分事項の報告について
(令和3年度八峰町一般会計補正予算(第10号))
- 第5 議案第5号 八峰町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例制定
について
- 第6 議案第6号 八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定
について
- 第7 議案第7号 八峰町立体育館条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第8号 八峰町文化財保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第9号 八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について
(八峰町農林水産物直売施設)
- 第11 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について
(八峰町菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設)
- 第12 議案第12号 令和3年度八峰町一般会計補正予算(第10号)
- 第13 議案第13号 令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1
号)
- 第14 議案第14号 令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)
- 第15 議案第15号 令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第16 議案第16号 令和3年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第2号)
- 第17 議案第17号 令和3年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第3号)
- 第18 議案第18号 令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算(第4号)

- 第19 発議第 1号 予算特別委員会の設置について
- 第20 予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第21 議案第19号 令和4年度八峰町一般会計予算
- 第22 議案第20号 令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第23 議案第21号 令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第24 議案第22号 令和4年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第25 議案第23号 令和4年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第26 議案第24号 令和4年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算
- 第27 議案第25号 令和4年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第28 議案第26号 令和4年度八峰町簡易水道事業会計予算
- 第29 議案第27号 令和4年度八峰町下水道事業会計予算
- 第30 議案第28号 八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について
- 第31 議案第29号 八峰町教育委員の任命について
- 第32 議案第30号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について
- 第33 議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第34 議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第35 議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第36 議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第37 陳情第 1号 「最低賃金の改善求める意見書」の採択を求める陳情について
- 第38 陳情第 2号 最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	和平 勇人
税務会計課長	成田 拓也	企画財政課長	高杉 泰治
福祉保健課長	石上 義久	教育次長	山本 節雄
産業振興課長	山本 望	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	工藤 善美
生涯学習課長	今井 利宏	あきた白神体験センター所長	山内 章
防災まちづくり室長	内山 直光	総務課副課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	菊地 俊平
福祉保健副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若狭 正和	農林振興課副課長	堀内 和人

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須藤 佳奈子
--------	-------	-----------	--------

午前10時00分 開 会

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

これより令和4年3月8峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、1番水木壽保君、2番山本優人君、3番奈良聡子さんの3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（芹田正嗣君） おはようございます。議会運営委員会委員長の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、2月21日、議長立ち会いのもとに議会運営委員会を開催し、2月4日

付けで議長から諮問のあった令和4年3月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から3月11日までの15日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしました。

なお、本議会上程の陳情について、採択となった場合は意見書の提出が必要となることから、議会最終日に意見書の提出の発議を日程に追加することに決定いたしました。

また、一般質問の割り振りにつきましては、28日の締め切り後、議会運営委員会を開催し決定いたしますので、ご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から3月11日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月11日までの15日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 皆様、おはようございます。

本日、令和4年3月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、12月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、1月23日に発生した住宅火災について申し上げます。

23日午前3時30分頃、峰浜埞字豊後長根の民家から出火、木造一部2階建ての住宅と敷地内の車庫兼小屋、合わせて2棟を全焼する火災となりました。

現場は埞川郵便局から北北東にある住宅地で、八峰、能代両消防署からタンク車など7台が出動したほか、町消防団も消火に当たり、隣接する住宅への延焼を防ぎ、約4時間後に鎮火しました。

被災された方々に怪我等はありませんでしたが、心からのお見舞いを申し上げます。

次に、「新型コロナウイルス感染症」について申し上げます。

新しい変異株「オミクロン株」の出現により、世界においては1カ月ほど前から感染者数が減少してきているものの、2月20日現在、感染者数は4億2,000万人以上、死者数は580万人以上となっており、感染者数は毎日約180万人、死者数は毎日約1万人増えています。

我が国においては、昨年11月下旬から1日の感染者数が100人前後となるなど、「第5波」のデルタ株が収束に向かっていたましたが、年が明けてからは、感染力が極めて強い「オミクロン株」が日本列島を席卷し、1日の感染者数が10万人を超える日もたびたび現れるなど、急激に感染が拡大し、これまでで最大の「第6波」が到来しています。

全国の中でもトップクラスで安全な地域であった能代山本地区におきましても、年明けから「オミクロン株」によるクラスターが複数発生するなど感染が拡大し、年明けからの感染者数は約390人以上となっています。

八峰町においても、八森子ども園を休園したり、給食センターの業務を停止したりということで、クラスターこそ発生していませんが何が起きてもおかしくない状況になっています。八峰町内のどこかにオミクロン株が存在するという前提で行動する必要があります。今一度、原点に戻って、「マスク着用」、「三密の回避」、「人と人との距離」など基本的な感染防止対策に取り組んでいくことが大切と考えていますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、職員の新型コロナウイルスへの感染について申し上げます。

2月1日に生涯学習課の職員1名がPCR検査で陽性となりましたが、他の職員への感染がなかったことから、業務への支障はありませんでした。

また、2月3日に学校給食センターの職員1名がPCR検査で陽性となり、他の職員への感染はありませんでしたが、能代保健所の指導により、2月4日から2月10日まで学校給食を休止し、その間、施設内の消毒作業等を実施して2月14日から学校給食を再開いたしました。

保護者の皆様へ大変なご不便とご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

次に、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種予定等について申し上げます。

ワクチンの3回目接種は、当初、2回目接種から8カ月経過が原則でありましたが、現段階では、医療従事者、高齢者福祉施設従事者など、いわゆるエッセンシャルワーカー

と呼ばれる方々が2回目接種から6カ月経過、高齢者や持病により早期に接種した方々をはじめ、その他の18歳以上の一般の方々が7カ月経過した人に接種することとされており、

このため町では、12月18日より、定められた期間が経過した方々に対し、順次、ワクチンの3回目接種券を発送しています。

また、能代山本4市町と能代市山本郡医師会では、国の追加接種「前倒し」方針を受け、可能な範囲の接種スケジュールの前倒しに取り組んだところであり、高齢者への接種が2月から本格化しています。

ワクチンは、当面の間、町営診療所を含む郡市内31の医療機関の個別接種がファイザー製、集団接種と施設入所者への接種がモデルナ製を使用することとしておりますが、ファイザー製については、国からの供給量が多く見込めないことから、今後、モデルナ製に切り替えて事業を展開することも想定されますので、その際には、広報等を活用し町民の皆様に情報提供してまいります。

ワクチン接種予約については、前回、町営診療所への電話予約で診療に支障が出るなどしたこと、診療所接種及び集団接種ともに、電話予約を統一してコールセンターにて受け付けることとし、1月26日から電話及びウェブにて予約を開始しましたが、町営診療所との情報連携不足により、予約受付を一時停止することになり、町民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしたことを深くお詫びいたします。

接種予約については、今月14日から予約を再開したところであり、高齢者への3回目接種は、当初計画より1週間早め、15日から、毎週火曜日から金曜日まで1日21人に対し接種を行っております。

集団接種も、郡市医師会との協議が整い、当初計画より1週間前倒し、明日26日から1日当たり180人に接種を始めることとしています。

引き続き、能代市山本郡医師会をはじめとする関係機関等との調整を図りながら、接種率の向上に努めてまいります。

次に、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」について申し上げます。

昨年7月からスタートした「町内宿泊助成事業」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内宿泊事業者への支援策として、1泊当たり最大5,000円を割り引く内容で、秋田県在住者を対象に実施しました。

事業期間の最終は令和4年2月末日であり、最終の実績がまだまとまっておりませんので、1月末現在の実績についてご報告いたします。

対象施設であります町内7事業所における個人利用は5,465人、また、1棟貸し切り利用は162件でした。助成金額の合計は2,794万4,170円で、予算執行率は約82%となっております。

月別の利用状況を見ますと、12月までは想定を超える利用者数で推移しており、閑散期における観光客誘客の一助となっておりますが、能代山本地区におけるオミクロン株による感染の拡大により、1月以降はキャンセルが多く発生していると伺っております。

なお、令和4年2月末の最終見込みでは、予算執行率はおよそ93%程度になるものと見込んでおります。

また、「事業継続臨時給付金」については、令和4年1月末に申請を締め切り、最終的に申請件数は150件、交付金額は6,187万4,000円、平均給付額は1件当たり41万2,493円で、前回と比べ、件数では5件、金額では1,119万5,000円増加し、予算の執行率は97%となりました。

業種別では、漁業が51件、1,928万6,000円、建設・建築業が25件、1,235万4,000円、飲食業が13件、520万2,000円、農業が13件、550万円、小売業が12件528万8,000円、サービス業が12件、469万円、食品製造や宿泊、製造業を含むその他事業として24件、955万4,000円となっております。

次に、「町内巡回バスの試行運行」について申し上げます。

昨年12月と今年1月の2カ月間の利用状況につきましては、いずれも延べ人数ですが、大久保岱・岩子・畑谷ルートが253人、大信田・石川・強坂ルートが181人、内荒巻・石川・比八田ルートが157人、岩館・目名瀧ルートが762人、岩館海岸沿・目名瀧・本館ルートが626人となっております、合計で1,979人が利用しており、昨年10月からの4カ月間の合計では、4,067人が利用しています。

大雪等の影響により、運行遅延が3回あったほか、1月20日には路線バスである能代・峰浜線の午前11時以前の運行便が運行できない状況となったため、町内巡回バスが利用者の目的地である能代市内まで急ぎよ運行しましたが、大きな事故等はなく、順調に運行しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響から書面開催とした八峰町公共交通会議にお

いて、巡回バス試行運行の状況を中間報告したほか、巡回バスの試行運行の期間延長について協議いたしました。

中間報告については、これまでの利用状況をはじめ、検討課題等を報告し、また、試行運行期間の延長については、今冬のように例年以上の大雪となった場合、県内の各バス事業者においても交通障害による運休が生じたほか、町内巡回バスにおいても運行遅延が3回生じており、本格運行前に年間を通した試行運行を実施し、各時期に見られる危険要素の把握とその予防対策の検討が必要であると判断いたしました。

このため、試行運行期間を9月30日まで延長することとし、併せて岩館線と大久保岱線の運休期間も9月30日まで延長することを協議し、委員の方々から同意を得ております。

今後も利用者の声を大事にし、利便性の改善に努め、10月1日からの本格運行を目指して取り組んでまいります。

次に、1月5日に開催しました八峰町消防出初め式について申し上げます。

今年は、新型コロナウイルスへの感染防止のため、参加する団員を被表彰者と各分団から2名とするなど、参加人数を制限して実施しました。

式典に先立ち、沢目駅前において、消防団員74名とポンプ車など15台による堂々の分列行進が披露され、その後、峰栄館文化ホールにおいて式典を行い、長年にわたって消防活動に尽力された団員の方々の表彰を行うとともに、全員で今年の無火災を誓ったところであります。まだまだ暖房器具を使用する季節でありますので、消防団や消防署など関係機関と連携し、火災予防運動を実施してまいります。

また、1月7日、役場において八峰町交通指導隊出隊式を開催いたしました。

昨年の秋田県飲酒運転等居住別実態調査においては、酒気帯び運転違反件数が2件となり、25市町村中9位の結果となりました。前年の23位から大きく伸びておりますが、気を緩めることなく、引き続き、交通関係各位のご協力のもと、「飲酒運転の撲滅」や「交通死亡事故ゼロ」の継続に向けた取り組みを強化するとともに、啓発活動などに努めてまいります。

次に、令和4年産米の「生産の目安」について申し上げます。

県では県産米の価格の安定を図るため、令和4年産米においても県段階の「生産の目安」を提示することとし、昨年12月6日、秋田県農業再生協議会臨時総会を開催、県全体の生産の目安を「38万9,000 t」とすることを決定し、公表・通知がされております。

この通知を受け、八峰町農業再生協議会では、町として算定した「生産の目安」を今年1月14日に開催された臨時総会で協議し、町全体の生産数量は昨年より29 t少ない5,598 tに、面積換算では昨年より8 h a少ない972 h aとする目安が決定されました。

協議会では、方針作成者ごとの「生産の目安」を算定し、1月17日付けで協議会長名で各方針作成者へ通知したところです。

今後は、供給過剰による価格の下落を防ぐため、引き続き各方針作成者の販売計画数量及び事前契約数量の把握に努めるとともに、飼料用米等の非主食用米や大豆、高収益作物などへの作付転換を推進するための取り組みを、国や県と連携しながら進めてまいります。

また、農業再生協議会では、例年2月下旬に農事班長会議を開催し、「生産の目安」の算定方法などを説明しておりましたが、今年度も新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止し、関係資料と作付確認野帳等を農事班長に届けるとともに、農事班長から各農家に配布していただく方法で調整しております。

次に、サーモン養殖試験事業について申し上げます。

昨年の12月27日、「株式会社八水」主催により、いけすに稚魚を放流する網入れ式が行われ、佐竹秋田県知事をはじめ、門脇町議会議長、加賀谷県漁協組合長、若手漁業者など、約30名が参加いたしました。式典では、秋田県からの支援を受け岩館漁港内に設置したいけすに、稚魚500尾が投入され、試験事業の成功を祈念いたしました。

現在は給餌をしながら生育状況のデータ採取やサンプリングを行っているところであり、稚魚も順調に成長していると伺っております。収穫及び出荷は令和4年6月頃を予定しており、養殖試験の成功とその波及効果に大きな期待を抱いております。

次に、今季の除排雪対応について申し上げます。

今年の冬は、強い冬型の気圧配置が続いたことなどから大雪に見舞われ、1月に限ってみれば月間の降雪量の累計が236 c mに達し、過去10年間の平均の2.96倍の豪雪となり、住民生活全般に大きな支障が生じております。

1月は、大雪のほか暴風雪による吹き溜まりや、ぬかるんだ轍で道路交通に影響を及ぼす状況が多かったため、道路パトロールを強化しながら、日中においても適宜除雪作業を実施しました。

また、降雪量が例年の約3倍となったことから排雪作業の回数を大幅に増やし、道路の幅だしや交差点部の雪山の除去に努めたほか、公共施設駐車場等の排雪を繰り返し行っ

ております。加えて各地区で雪捨て場が不足したことにより、新たな雪捨て場を確保するなど排雪対策を強化いたしました。

2月に入ってから、気温の低い日が続いたものの降雪量は例年並みとなっているため、路面の凍結防止や吹き溜まり解消に重点を置き、歩道を含む道路交通の安全確保に努めております。

町内で最も雪深い大久保台地区では、2月20日に町で手配した除排雪業者とタイアップして、地区住民総出で人海戦術を展開し、住家の前や道路脇などにたまった雪の一斉排雪を9年ぶりに実施しました。

通常除雪作業に加え、各地での排雪作業を頻繁に行った結果、除排雪経費の予算不足が見込まれたことから、必要経費を追加するための補正予算を2月18日に専決処分いたしました。

次に、図書・読書活動についてご報告いたします。

昨年12月14日、「図書室の充実に役立てていただきたい」と、八森の金谷信榮さんから150万円のご寄附をいただきました。金谷さんからは平成24年から続けてご寄附をいただいております、今回で総額900万円にもなります。

おかげさまをもちまして、八峰町の読書活動は盛んで、昨年度1年間に貸し出された図書は1万8,000冊を超え、図書館・図書室の1人当たりの貸出冊数は、県内でもトップレベルにあります。金谷さんのご厚意に対し、心から感謝を申し上げます。

町では、これまでの小説や絵本などの児童書のほか、調べ物に使う辞書や専門書なども購入し、図書室の充実を図ることで読書活動をさらに推進し、町民文化の向上に努めてまいります。

次に、成人式について申し上げます。

1月9日、ファガスにおいて、令和3年度の成人式を行いました。対象者は63名で、うち30名が出席しました。

コロナ禍で夏の開催が延期され、開催そのものが危ぶまれる中、基本的な感染対策を徹底した上で、参加に当たってはワクチン接種済であること、かつ式典当日の朝に抗原検査を実施するなど、万全を期して実施いたしました。

式典では、中学校時代の恩師による新成人の点呼に始まり、新成人を代表してお二方から、「成人としての責任を持った振る舞いを求められることはもちろんのこと、これからの社会の中核を成す存在であることを自覚し、頑張っていく。」、「自慢のふるさ

と・八峰町を忘れることなく、町に恩返しできるよう精進していく。」という力強い誓いの言葉がありました。

頼もしく立派な新成人の姿を拝見し、誇らしく思うとともに、例年の夏の成人式とは異なり、和装での参加も見られ、趣の異なる華やかな式典であったと感じました。

また、今回はコロナ禍で参加できない方も多かったことや、ご家族の方の式典見学もお断りしたことから、式典の模様をユーチューブでライブ配信する初の試みも行いました。

次に、八峰町スポーツ文化栄誉賞についてご報告申し上げます。

今年度の授与式は、2月26日、ファガス文化ホールにおいて開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から授与式を中止することにいたしました。

受賞者は、町長賞が個人2名と1団体、教育委員会賞が14名、小・中学生奨励賞が6名、合わせて22個人、1団体でした。

部門別では、スポーツ部門が18名で、野球、空手、バドミントン、柔道、陸上、文化部門が4名と1団体で、俳句、作文での活躍によるものでした。

受賞された皆さんは、たゆまぬ努力と強い意志を貫かれ、八峰町の名前を全国や東北、県内に広く知らしめ、町民の皆様に誇りと元気を与えてくれた方々であり、正に称賛に値するものであります。心からお祝い申し上げますとともに、今後の更なるご活躍を期待いたします。

次に、あきた白神体験センターに係る指定管理者の指定状況について申し上げます。

令和3年11月15日に秋田県教育庁指定管理者選定委員会においてヒアリング審査を受けた結果、候補者として認定され、その後12月定例県議会において議決されました。12月22日付けで県より指定管理者指定に指定する旨の通知があり、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となりました。2月定例県議会において、指定管理料等の関係予算が提出される予定になっています。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第4号、専決処分事項の報告については、令和3年度八峰町一般会計補正予算(第9号)について、議会の承認を求めるものであります。

議案第5号、八峰町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例制定については、八峰町固定資産評価審査委員会条例の押印規定の廃止並びに八峰町職員及び八峰

町消防団員に関する条例に定める様式の押印の廃止について、条例改正しようとするものであります。

議案第6号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等措置が予定されていることに伴い、条例改正しようとするものであります。

議案第7号、八峰町立体育館条例の一部を改正する条例制定については、岩館体育館を廃止することに伴い、条例改正しようとするものであります。

議案第8号、八峰町文化財保護条例の一部を改正する条例制定については、文化財保護法の一部改正に伴い、条例改正しようとするものであります。

議案第9号、八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定については、町営住宅の一部を用途廃止し、その全部を地域活性化住宅に編入することについて、条例改正しようとするものであります。

議案第10号、公の施設の指定管理者の指定については、八峰町農林水産物直売施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号、公の施設の指定管理者の指定については、八峰町菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号、令和3年度八峰町一般会計補正予算（第10号）は、1億4,865万7,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を67億9,126万円とするもので、主な歳出は、国の補正予算に伴う繰越事業の追加のほか、実績見込みに基づく歳入歳出の補正であります。

議案第13号、令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、346万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を9億417万1,000円とするもので、主な内容は、一般会計繰入金基準額が確定したことによる歳入の補正であります。

議案第14号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、1,687万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億9,077万2,000円とするもので、主な内容は、介護給付費の追加であります。

議案第15号、令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、49万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を9,967万3,000円とするもので、後期高齢者医療広域連合への納付金の追加による補正であります。

議案第16号、令和3年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第2号）は、145万8,000

円を減額して、歳入歳出予算の総額を2,441万5,000円とするもので、主な内容は、立木売払い収入等の減額に伴う交付金の補正であります。

議案第17号、令和3年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）は、222万4,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を7,988万5,000円とするもので、主な内容は、新型コロナウイルスワクチン接種に関する収入増に伴う歳入の組替補正であります。

議案第18号、令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算（第4号）は、自損事故により廃車となった施設巡回車を更新するための債務負担行為の追加補正であります。

議案第19号、令和4年度八峰町一般会計予算は、新年度当初予算であります。

議案第20号、令和4年度八峰町国民健康事業勘定特別会計予算から議案第25号、令和4年度八峰町営診療所特別会計予算までの6議案は、各特別会計当初予算案であります。

議案第26号、令和4年度八峰町簡易水道事業会計予算及び議案第27号、令和4年度八峰町下水道事業会計予算は、各事業会計当初予算案であります。

議案第28号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、一般会計からの繰入について、地方財政法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第29号、八峰町教育委員の任命については、教育委員に阿部昌子氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第30号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、沢目財産区管理委員に柴田正高氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第31号から議案第34号、人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員に小林金則氏、工藤金悦氏、太田たかね氏及び藤田吉孝氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

以上、本定例会でご審議いただく議案31議案であります。

詳細については各議案の提案の際に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、令和4年度の予算編成方針とその主な施策について、私の所信を申し上げます。

2021年は、一昨年から猛威を振るい続けた新型コロナウイルス感染症拡大の第3波の中、年が明け、1月7日には「緊急事態宣言」が発令されました。その後、第4波、第5波と断続的な感染拡大に伴い、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」などによる経済活動の制限が繰り返される中、日本経済は落ち込みと持ち直しの一進一退の動

きを繰り返す状況が続きました。

このような中、1年遅れで開催された「2020東京オリンピック・パラリンピック」がもたらす経済波及効果への期待が膨らみましたが、結果的に無観客という異例の開催形態となったことから、大きな個人消費に繋げることはできませんでした。

しかしながら、ワクチン接種の効果などもあり、10月半ば以降は新規感染者数が減少し、経済活動が徐々に再開され、全体として見れば緩やかな持ち直しの動きに転じているものの、日本の基幹産業の一つである自動車産業では、世界的な半導体不足と東南アジアの感染拡大に伴う部品供給の停滞とが相まって大幅な減産が余儀なくされたほか、原油など資源価格の高騰などの課題は、2022年に持ち越されています。

一方、県内経済は、新型コロナウイルスへの感染者数が全国レベルで相対的に少ないとはいえ、4月以降クラスターの発生により一時急増したほか、8月には県の警戒レベルが5段階中「4」に引き上げられ、経済活動にも影響を受けましたが、生産や個人消費を中心に全体としては緩やかな持ち直しの動きが続いています。しかしながら、2022年の年明け以降、県内各地で感染拡大が続き、県の警戒レベルが「3」となっており、不透明性が強まっています。

このような社会情勢の中で、国の令和4年度の予算編成は、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、ポストコロナの持続的な成長基盤をつくるため、「グリーン化の実現」、「デジタル化の加速」、「活力ある地域づくり」、「少子化対策」を4つの原動力として位置づけし、重点的な投資を促進し、力強い成長を実現していくとしているほか、切迫化する大規模災害、相次ぐ気象災害、インフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の命と暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため「防災・減災、国家強靱化のための五か年加速化対策」を推進し、災害に屈しない国土づくりを進めるとしております。

また、地方財政については、「感染症拡大への対応、活力ある地域社会の実現等の重要課題への対応」、「地方の一般財源総額の確保」、「デジタル・ガバメントの推進と財政マネジメントの強化」の3つを課題として掲げております。

地方交付税については、「新経済・財政再生計画」等を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとし、交付税率の引き上げについて要求するとされております。

八峰町の令和4年度当初予算編成に当たっては、合併以降、施設の統廃合や事務事業の見直し、定員管理などの行財政改革に取り組んできたものの、今後の財政運営については、主たる歳入である普通交付税は、人口減少の影響を受け、厳しい局面が続くことが予想されることから、現在の行政サービス水準の提供が相当困難になると想定され、事務事業の取捨選択をこれまで以上に求められている状況にあることを念頭に置き、編成作業に当たることといたしました。

そして、令和3年3月に策定した「第2次八峰町総合振興計画」後期基本計画を念頭に置き、町の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」実現のための骨格予算を編成いたしました。

中でも、町が令和2年3月に策定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策については、人口減少の急速な進行を抑制するとともに、若い大人の方々を増やしていくため、引き続き産業振興や定住・移住対策、少子化対策に向けた取り組みを推進する予算編成としております。

令和4年度一般会計予算は、一般廃棄物処理施設整備の新たな負担金に加え、これまで当初予算に計上しなかった新型コロナウイルス感染症関連の地方創生臨時交付金を活用した事業やワクチン接種体制確保事業などを盛り込んだことから、総額は前年度より2億7,200万円多い、62億4,200万円となりました。

なお、歳入に不足が生じ、やむを得ず財政調整基金から5億円を繰り入れております。

それでは、項目ごとに主要施策について説明いたします。

まず、岩館地区防災コミュニティセンター建設事業については、令和3年度において建設工事に着手する計画としておりましたが、昨年12月23日の議会全員協議会でご説明いたしましたとおり、建設予定地の東側法面の保護及び北側擁壁の補修を優先して実施する必要があるため、計画を1年繰り延べし、当初予算にこれら用地整備工事の実施設計予算を計上しております。

コミュニティセンター実施設計予算及び建設工事予算につきましては、令和4年度中に補正予算を提案したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、定住・移住関連事業については、「定住促進用空き家改修事業」を実施するほか、国の地方創生推進交付金事業により「移住支援金事業」を秋田県と県内全市町村の共同事業として実施します。

また、地域おこし協力隊の活動費を計上し、若者等の定住及び地域の活性化を促進す

るほか、テレワークモニター事業を実施し、町内におけるテレワーク事業の可能性を検討してまいります。

地域公共交通対策については、「バス乗車券類購入支援事業」を実施しバス利用者の負担軽減を図るほか、「交通空白地有償運送事業」を実施します。

また、交通弱者にとって真に必要な地域公共交通については、引き続き「町内巡回バス試行運行」を実施し、バス事業者をはじめ、東北運輸局秋田運輸支局や秋田県など関係機関と協議しながら、更なる利便性の向上を検討し、本格運行に移行できるよう努めてまいります。

町内の団体による様々なまちづくり活動につきましては、「交流促進事業」や「地域の元気づくり活動支援事業」により支援してまいります。

少子化対策については、独身の男女が勤務している企業や官公署等が協力した「出会い応援事業」を白神八峰商工会と連携しながら実施してまいります。

住民票をはじめとする証明書等の交付について、住民の更なる利便性の向上を図るため、コンビニ交付事業に取り組んでまいります。

町の情報発信について、ホームページを更新し、より見やすく、充実した内容の情報発信に努めてまいります。

本町へのふるさと納税の推進と町内産業の活性化を図るため、寄附された方々に対して、地元特産品等を贈呈する「ふるさと八峰特産品プレゼント事業」や「企業版ふるさと納税」を積極的に推進します。

次に、福祉関係について申し上げます。

社会福祉総務費においては、実施から3年目を迎える「若者世代応援プレミアム50商品券交付事業」を継続してまいります。

訳あって生理用品が手元にない方々を支援するため、役場と公民館のトイレ及び小・中学校の保健室に引き続き設置いたします。

また、認知症や知的障がい、精神障がいがあっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、権利擁護センターと成年後見センターについて、より多くの皆さんに認識していただき、権利擁護事業の強化に努めます。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

本町において、昨年の7月現在の高齢化率が49.6%となり、高齢者の皆様が生きがいをもち、健康で安心して暮らせるよう、「外出や食の自立を支援するサービス」、「高

齢者の生きがいと健康づくりを推進する事業」、「軽度生活援助など一人暮らしの生活をサポートする事業」を実施するほか、住民主体で軽い運動やゲーム等で楽しい時間を過ごしていただく「通所型サービスB事業」の町内全ての地域での実施を目指してまいります。

また、過去2カ年とも新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした「敬老式」については、感染防止対策を徹底することを前提としながら、実施に向けて検討してまいります。

障がい者福祉については、障がい者の自立支援に努めるとともに、障がい者が必要とするサービス提供体制の整備を図ります。また、成年後見制度の普及に努め、保護者等の将来に対する不安解消に向けた支援に取り組みます。

福祉医療については、対象となる方々への適切なサービスを継続して提供するとともに、高校生までの医療費の無料化を実施するほか、小・中学校入学時の児童生徒に対する「育児助成金」を支給するなど、保護者の経済的な負担の軽減を図ってまいります。

次に、保健事業関係について申し上げます。

健康増進対策については、集団健診を秋田県総合保健事業団へ委託して実施するほか、町民の健康増進を図るため、健康教室、健康相談、健康診査及び訪問指導などの保健事業を実施してまいります。

併せて、各種がん検診等については、コールリコール事業を含む受診勧奨や、受診者の負担軽減を図るため、節目年齢の方に対する無料クーポンの交付のほか、脳血管疾患の早期発見等を目的に行う脳ドックの検診費用や、がん治療を受けている患者に対する補正具の購入費用を助成してまいります。

予防接種事業については、任意予防接種の乳幼児のおたふくかぜワクチンや妊婦、ゼロ歳から18歳まで及び65歳以上を対象とした季節性インフルエンザワクチンの接種、ロタウイルスワクチン・肺炎球菌ワクチンの接種、成人男性への風しん抗体検査や肝炎ウイルス検査への無料クーポン券の配布などを実施します。さらに、65歳以上を対象とした帯状疱疹予防接種への助成を行います。

新型コロナウイルスワクチンの接種事業においては、交通弱者等への対応などに配慮しながら、町民の皆様の接種率の向上を目指し、町営診療所をはじめ能代市山本郡医師会等関係機関のご協力をいただきながら、遅滞なく事業を進めてまいります。

母子保健対策については、妊娠・出産・子育ての相談を一元化するため、昨年度設置

した「子育て世代包括支援センター」をより身近に感じていただけるよう、乳幼児を対象とした子育て支援や母子の健康保持・増進を積極的に支援してまいります。

また、妊娠に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療・特定不妊治療・不育治療への助成を継続してまいります。

また、赤ちゃん誕生祝い金の支給額について、第1子・第2子5万円、第3子以降10万円を一律10万円とするなど、子育て世代の生活環境の安定に向け、支援を強化してまいります。

歯の健康事業については、幼児への「フッ化物塗布事業」や子ども園児、小・中学校の児童生徒に対する「フッ化物洗口事業」を町営歯科診療所等と連携しながら実施するほか、「歯周病検診事業」を継続し、オーラルケアの大切さを啓発してまいります。

自殺予防対策については、生活とこころの無料相談会の開催や地域で自殺予防の活動している「陽だまりの会」をはじめ、ふれあいネットワーク会議や福祉関係団体と連携しながら予防活動を実施してまいります。

ひきこもり対策については、あきた若者サポートステーションのご協力を得ながら、集いの場「カタクリ」を引き続き設けてまいります。

また、「能代厚生医療センター」や「秋田しらかみ看護学院」の運営費を、能代市、三種町及び藤里町とともに助成してまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

生産振興・経営安定対策については、農業者の高齢化や担い手不足が加速する中で、人材の確保、組織体制の強化等を支援する国の「集落営農活性化プロジェクト促進事業」を活用し、将来にわたって農地を持続的に活用するために必要な農業用機械等の導入や若者等の雇用に繋がる取り組みを支援します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、町の主要農産物である米やネギ、菌床しいたけの価格が大幅に下落、原油価格の高騰もあり農家の生産意欲も減退してきていることから、令和4年産の再生産に支障を及ぼさないよう、次期作に係る種子代等の一部について緊急的に支援する「農作物次期作支援事業」により、農家の営農意欲を高め、町農業を持続させる取り組みを行います。

農業生産や農業振興の要である担い手の育成・支援については、国の「農業次世代人材投資事業」や県の「農業研修支援事業」など、多様な担い手の育成等後継者確保対策に取り組み、若い就農者の確保と地域農業への定着に努めます。

また、国の「農地利用効率化等支援事業」や県の「夢プラン応援事業」、町の「中心経営体育成支援事業」により、認定農業者等が経営規模の拡大や複合経営に取り組むため農地を集積し、併せて生産の効率化を図るために必要な機械・施設の導入を支援してまいります。

生薬栽培事業については、現在出荷している「カミツレ」について、生産組合主導での生産体制を進め、「キキョウ」については、栽培面積拡大に対応するため乾燥作業ハウスの新設と乾燥機2台を導入、調整作業の効率化を図りながら新規生産者及び面積の拡大に繋がる取り組みを実施してまいります。加えて、「カミツレ」と「キキョウ」の2品目以外に取り組んでいる生薬について、購入に前向きな企業との交渉を進め、販路拡大を図ってまいります。

農業農村整備推進事業については、「農地中間管理機構関連ほ場整備事業」を活用し進めている「田中野田地区」において、令和5年度からの面整備工事に向け、令和4年度は事業採択申請及び実施設計を行います。

また、調査2年目の「沼田・田中地区」では、実施計画の策定や換地等調査業務、基盤整備関連促進計画書作成業務に取り組めます。

そのほか、水沢ダムの水利施設について、長寿命化に向けた修繕を行う「基幹水利施設ストックマネジメント事業」や、国の「多面的機能支払交付金」及び「中山間地域等直接支払交付金」、畑作物の栽培に向けた水田の畑地化を支援する県の「元気な中山間農業応援事業」に取り組めます。

鳥獣被害対策については、猟友会員確保に向けた銃器とオリの狩猟免許取得を支援するとともに、熊と猿の銃器やオリによる捕獲を進めるほか、最近被害が発生しているアナグマやハクビシン等の小動物についても、電気柵の設置助成や花火、忌避剤の配付など被害軽減に繋がる取り組みを支援してまいります。

また、住宅周辺の栗や柿などの放任果樹の撤去や、見通しを良くすることでクマの出没抑制に一定の成果があった「緩衝帯等整備事業」に取り組んでまいります。

次に、林業関係について申し上げます。

林業振興については、森林環境譲与税を活用し、石川地区において森林の境界確認と測量業務に取り組み、筆界が確定した山林所有者に対し、森林整備についての意向確認調査を実施してまいります。

また、「森林整備地域活動支援対策交付金」による計画的な森林管理業務を支援する

とともに、よりよい森林施業を促進する「森林環境整備事業」に取り組んでいくほか、植栽済み地域の下刈り等を行う「町有林造林事業」を実施してまいります。

松くい虫やナラ枯れの防除対策については、国や県の補助事業を活用しながら取り組むとともに、町単独事業で、住宅付近で緊急性の高い箇所等について対処してまいります。

林道整備事業については、林道熊沢線において道路拡幅等改良工事を実施するほか、林道に架かる橋梁の長寿命化を図るための林道橋梁点検業務として7路線11橋梁について点検を行います。

次に、労働関係について申し上げます。

町内の経済情勢及び雇用情勢は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響から未だ厳しい状況下であり、「雇用創出活動支援事業」や、より一層の就業支援とスキルアップを図るための「資格取得支援事業」を実施してまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

安定した漁業資源を維持するため「種苗放流及び栽培漁業定着強化事業」を実施し、ヒラメ、アワビ及びアユ等の放流事業を支援します。

また、漁業の振興につきましては、昨年引き続き、漁業経営の安定化に向けた機械器具類の導入に対して助成するほか、若手漁業者が取り組む「サーモン試験養殖事業」やギバサの増殖に向けた「磯根資源実証実験事業」に対し、秋田県とともに支援してまいります。

さらに、つくり育てる漁業を推進するため、養殖事業に対する新たな補助金制度を創設し、参入しやすい環境を整えながら、漁業経営の安定化や所得アップ、後継者不足対策に取り組んでまいります。

また、昭和53年に建設された「サケ・マスふ化場」を老朽化により解体します。

また、秋田県漁業協同組合に対し、「漁業経営安定資金」の短期貸付を行うとともに、漁業共済掛金の一部を助成し漁業経営を支援します。

県営漁港建設事業については、漁業関係者と調整を図りながら、八森漁港及び岩館漁港の「水産物供給基盤機能保全事業」を促進します。

また、漁獲可能資源の維持と漁場機能回復を図るため、「海底耕耘」に取り組んでまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した事業所に対し、長期的な影響を考慮し事業継続のための支援を引き続き実施してまいります。

また、中小企業の経営安定と商工業の振興を図るため、秋田県信用保証協会、商工会及び金融機関と連携・協力して、通称「マルブナ」及び「マルブナ小口」、「マル経」などの融資斡旋制度を実施し、信用保証料の全額負担や借主への「利子補給補助金」を交付するなど、町内事業者の経営を支援します。

なお、令和2年度から2カ年実施していた「利子補給補助金」の全額助成は、令和4年度からは通常通り2分の1となります。

また、起業支援や企業育成策として、起業時の施設設備に要した経費の一部を助成する「起業チャレンジ応援事業」を実施するほか、「専門家招聘事業」により、異業種交流会による連携事業や6次産業化を目指す新たな取り組みのきっかけづくりと、その後の事業展開を後押しできるよう支援してまいります。

さらに、地域資源を活用した商品開発や新分野への参入に必要となる設備等に対する補助金により、町内事業者への支援を行います。

また、産業振興促進条例に基づき、令和3年中に申請のあった事業者1件に対し、施設整備費補助金を交付いたします。

（「議長、休憩をお願いします。休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 町長、よろしいですか。大丈夫ですか。

○町長（森田新一郎君） はい、私は大丈夫ですけど、もう少し数ありますので。ええ、休憩していただければ。

○議長（門脇直樹君） 5分間休憩いたします。18分より再開いたします。

午前11時13分 休憩

.....
午前11時18分 再開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

町長をお願いします。

○町長（森田新一郎君） 次に、観光振興について申し上げます。

観光産業は、新型コロナウイルス感染の拡大により人流がストップし、依然として大きな影響を受けておりますので、国や県の支援内容と連携しながらタイムリーな支援策

の実施に努めてまいります。

また、ハタハタ館及び御所の台ふれあいパーク、ポンポコ山公園については、本町の観光振興に大きく寄与していることから、指定管理事業者と連携を図りながら、施設、設備等の充実・維持管理に努めてまいります。

特に、ハタハタ館及びポンポコ山バンガロー4棟については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、テレワークやワーケーション等、新たな需要に対応可能なインターネット環境を整備します。

また、「道の駅はちもり」の移転については、令和3年度に開催した懇談会の意見をもとに、関係団体と連携しながら、移転先の御所の台エリア全体の活用も含め、町全体の観光や商工業の振興に繋がるような整備について検討してまいります。

町の活性化を図るイベントについては、コロナ禍により2年間開催できずにおりますが、八峰町の夏の風物詩である「雄島花火大会」、「ポンポコ山音楽祭」をはじめ、食の祭典として人気を博している「はっぼう“んめもの”まつり」などを支援してまいります。

さらに、大館能代空港の利用促進を図るため、空港利用者に対し助成金を交付してまいります。

また、本年7月から9月までを期間とする「JR東日本 北東北重点販売地域」への指定が決定されたことから、観光事業者と観光協会、商工会とも連携しながら誘客に繋がるイベント等を実施します。

次に、ジオパーク活動の推進について申し上げます。

令和4年度は「八峰白神ジオパーク」認定10年目の節目を迎え、「パネル展」や「講演会」等、各種10周年記念イベントを計画しております。

また、昨年4月に発足した八峰白神ジオパークガイドの会と協力しながら、ふるさと教育の一環である町内小・中学校におけるジオ学習や、町民の皆様から関心を持っていただけるよう自治会への出前講座を開催します。

課題となっている情報発信については、今年度更新するホームページを有効に活用するとともに、ジオの恵みプロダクトで認定した商品等を掲載したパンフレットを作成します。

なお、本年秋には4年に一度の再認定審査を迎えることから、町・推進協議会・ガイドの会が一体となって、再認定に向けた審査に取り組んでまいります。

次に、消費生活相談については、問い合わせ件数が増加しており、架空請求詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺、催眠商法、送りつけ商法などの悪質商法に対処するため、消費者相談員を配置し、町民が安心して暮らせる地域社会づくりを目指してまいります。

次に、建設関係について申し上げます。

道路関係については、「中浜地区中心部整備事業」として中浜地区中心部避難路整備工事を実施するほか、継続事業となる明神長根線の道路改良工事、また、八峰中学校通学路の安全確保を目的として、峰浜土床体育館前の町道田中中央線歩道設置工事を実施してまいります。

橋梁関係については、JR跨線橋のうち「峰浜高架橋」と「岩小歩道橋」の2橋を法定点検に則り点検・調査するほか、橋梁の予防保全対策として内荒巻橋、観海橋、苗吉橋、神陣橋の4橋について橋梁補修工事を実施いたします。

除雪業務については、老朽化した除雪車両9t級ドーザー1台を更新し除雪体制の強化を図るとともに、委託業者と連携を密にして気象状況に応じた適切な除排雪作業を行います。

急傾斜地崩壊対策事業については、旧岩子小学校裏手の栩木沢一号地区で新規に法面対策工事が始まるほか、岩館海浜プール山側の和田表地区は継続事業で法面保護工事を実施することとなっております。

住宅関係については、住宅リフォーム支援として定着した「八峰町住まいづくり応援事業」を継続し、安全・安心で快適な居住空間の確保と定住や移住の強化を図ってまいります。

次に、消防防災関係について申し上げます。

地域住民要望に対応するため、防災まちづくり室に係る予算を計上し、地域住民要望にスピードをもって対応してまいります。

消防防災関係では、古い消火栓の更新を行い、消防力強化に努めてまいります。

また、「空家等対策計画」に基づき適正な空家管理を進めるとともに、危険な空家等の放置をなるべく避けるため、「八峰町安全安心なまちづくり推進事業」の推進に努めてまいります。

さらに、地主不在によって雑草が繁茂し、環境、衛生等の問題のある管理が行き届かない荒れ地について、地域自治会と連携して「荒れ地等解消事業」を活用し、適正な管理に努めてまいります。

また、防災行政無線の親局操作卓の更新を行い、正確な情報の伝達に努めてまいります。

次に、学校教育関係について申し上げます。

はじめに、学校教育課関連について申し上げます。

放課後健全育成事業「放課後児童クラブ」については、峰浜小学校と八森小学校を活用して、利用児童の指導に当たる支援員の確保・育成を図り、より一層充実した運営に努めてまいります。

幼保連携型認定こども園については、職員の確保・育成を図り、幼児保育の充実に努めてまいります。

保育料については、3歳以上の園児については全額を、3歳未満については半額を免除するほか、副食費の助成についても継続してまいります。

また、小・中学校における外国語教育の充実を図るため、ALT「外国語指導助手」と外国語学習支援員を配置いたします。

さらに、子どもたちの国際理解や外国語学習への対応、異文化交流を図るため、国際教養大学との連携事業を実施してまいります。

ICT教育については、情報通信に詳しいICT技術支援員を配置し、教職員及び児童生徒がICT機器をスムーズかつ効果的に活用できるように努めてまいります。

特別支援教育については、発達障がい等自立困難な子どもたち一人一人が生活及び学習し、その持てる力を高めて、自立するために必要な指導や支援を行うため、「特別支援教育支援員」を配置してまいります。

さらに、町の奨学金償還者が町内に住んで就労する場合に、返還金が全額免除となる助成制度を実施してまいります。

また、コミュニティ・スクールについては、引き続き運営に努めてまいります。

次に、生涯学習課関連について申し上げます。

令和4年度は、「第4次八峰町社会教育中期計画」の2年目に当たり、『彩り豊かな文化とふるさとをささえる人づくり』の基本目標を実現するため、5つの基本方針に基づき、それぞれの施策を展開します。

「家庭教育の充実を図るため」、小学生を対象に放課後子ども教室やチビッコ公民館、家庭教育講座等を開催してまいります。また、中学生を対象に、家庭での学習が困難な生徒や、学習が遅れがちな生徒の学習支援として、「地域未来塾」を実施し、学習の習

慣化・学力の向上に努めてまいります。

「社会教育の充実を図るため」、町民ニーズや生活課題に応じた各種講座を開催するとともに、学習活動の拠点となる文化交流施設などの社会教育施設の適正な維持管理を行ないます。また、読書活動を推進するため、峰栄館とファガスの図書室及び移動図書館車の図書の充実を図ってまいります。

「生涯学習を推進するため」、生涯学習奨励員や自主学習グループの活動を支援いたします。また、高齢者の生きがいをづくり、健康づくりのため、「ことぶき大学」の学習内容の充実に努めてまいります。

「芸術・文化活動の振興、伝統文化・芸能の保存と伝承を図るため」、町民文化祭や歴史講演会、あきた白神子どもの俳画大会等を開催し、町民の芸術文化に対する意識の高揚に努めてまいります。また、史料調査活動を支援し、町指定無形民俗文化財保護や文化団体に対して活動助成金を交付してまいります。

「スポーツ・レクリエーション活動の充実を図るため」、スポーツ少年団活動を支援し、体育協会など関係団体と連携・協力しながら、町民の健康寿命を伸ばす取り組みとして、運動する機会の提供や各種スポーツ大会を開催いたします。また、全国規模のスポーツイベント「チャレンジデー」や秋田25市町村対抗駅伝「ふるさとあきたラン！」にも取り組んでまいります。活動の拠点となる体育施設については、適切な維持管理を行うとともに、老朽化した箇所の補修・改修等に努めてまいります。

次に、学校給食関係について申し上げます。

給食費については、小・中学校児童生徒の給食費の半額措置を継続し、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、地元食材の納入確保に努めながら、献立の工夫や手づくり食品による安全で安心なおいしい給食を提供してまいります。

続いて、各特別会計の概要について申し上げます。

はじめに、「八峰町国民健康保険事業勘定特別会計」について申し上げます。

国民健康保険は、県が財政の運営主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営により制度の安定化を図っております。

八峰町国民健康保険は、被保険者数の減少から年々国保税収が減少している一方、1人当たり給付費が増加しており、被保険者の健康の保持増進のため、病気の重症化予防や健診受診率向上に努めてまいります。

歳入歳出予算額は、令和3年度より4,163万2,000円少ない8億5,907万5,000円となっ

ております。

次に、「八峰町介護保険事業勘定特別会計」について申し上げます。

計画期間を令和3年度から令和5年度までとした「老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、介護保険事業を円滑に実施してまいります。介護予防と健康づくりの一体的実施や認知症高齢者の支援の推進、地域包括ケアシステムの推進に向け、取り組んでまいります。

歳入歳出予算額は、令和3年度より567万3,000円少ない13億5,987万円となっております。

次に、「八峰町後期高齢者医療特別会計」について申し上げます。

同会計は、被保険者から納付された保険料を秋田県後期高齢者医療広域連合に納付するためのもので、広域連合と連携しながら適切に処理してまいります。

歳入歳出予算額は、令和3年度より958万6,000円多い1億876万7,000円となっております。

次に、「八峰町沢目財産区特別会計」について申し上げます。

土地については、ゴルフ場用地、工場用地、資材置き場用地のほか、風力発電関連用地の貸付を行います。また、平成30年度「森林環境保全直接支援事業」として植栽を実施した水沢山2番の杉・コナラについては、下刈りを継続して実施し、森林整備センターと白神森林組合と財産区で三者契約している、水沢山14番の1の立木については売払いを行います。

歳入歳出予算額は、令和3年度より674万7,000円少ない1,867万円となっております。

次に、「八峰町合併処理浄化槽事業特別会計」について申し上げます。

下水道整備区域外の地域においては、補助制度を活用した個人設置型の浄化槽整備を促すとともに、市町村設置型の合併処理浄化槽については、経年劣化したブローを計画的に交換するなど、適切な維持管理に努めます。

歳入歳出予算額は、令和3年度より15万2,000円少ない327万4,000円となっております。

次に、「八峰町営診療所特別会計」について申し上げます。

町営医科診療所については、令和2年10月から石岡医師が常勤医師となっておりますので、歯科診療所の大江歯科医師と合わせた医科歯科の医療体制の充実により、町民の皆様様の健康維持・確保に繋げてまいります。

医科診療所は、新型コロナウイルスワクチン接種体制を確保・優先する観点から、埴

川分院は引き続き休診とし、火曜日から金曜日の週4日間、9時から正午、午後1時30分から午後5時15分まで、コロナワクチンの接種を含めての診療時間となります。

歯科診療所の診療時間は、火曜日から土曜日の週5日間、午前9時から12時30分までと午後2時30分から午後5時までとなります。

歳入歳出予算額は、令和3年度より53万4,000円少ない8,038万6,000円となっております。

なお、付帯意見としていただいている町営診療所の一本化については、実施に向け今後検討してまいります。

次に、各企業会計の概要について申し上げます。

まず、「八峰町簡易水道事業会計」について申し上げます。

簡易水道事業において、中長期的な視点に立った計画的・効率的な水道施設の整備・更新や維持管理・運営により持続可能な経営を実現するため、「水道施設台帳」の整備と「アセットマネジメント（資産管理）」の計画作成を継続します。

施設改良については、各浄水場の監視システムが老朽化していることから、沢目浄水場と埜地区水道施設のシステムを改修するため、簡易水道中央監視装置更新工事を実施します。

また、夕風団地配水管更新工事や施設更新計画に基づいた八森浄水場設備更新工事などを実施してまいります。住民生活に不可欠な水道水を安全に安定供給するため、水質管理と施設の維持管理に努めます。

収益的収入及び支出予算額は、令和3年度より268万5,000円少ない2億6,493万9,000円で、資本的収入及び支出予算額は、令和3年度より1,984万3,000円多い2億3,615万6,000円となっております。

次に、「八峰町下水道事業会計」について申し上げます。

下水道施設に関しては、耐用年数を迎えるマンホールポンプ設備の故障が増加しており、計画的な設備更新が必要なことからストックマネジメントの策定を行います。

また、各処理場の整備計画に基づき、八森浄化センター及び沢目浄化センターの水処理設備点検整備を行うほか、漁業集落排水処理施設の機器更新を実施してまいります。

収益的収入及び支出予算額は、令和3年度より1億4,174万7,000円多い5億1,606万7,000円で、資本的収入及び支出予算額は、令和3年度より2,716万7,000円多い1億7,566万3,000円となっております。

以上、主要施策とその概要について申し上げましたが、予算執行に当たっては、厳しい財政事情を認識し、効果的かつ効率的な事務事業の推進を念頭に、町民の生活基盤や福祉の向上、地場産業の振興、町の経済や雇用の活性化などを促進してまいりたいと考えております。

議員並びに町民各位の特段のご協力をお願い申し上げ、令和4年度予算編成方針の説明といたします。

○議長（門脇直樹君） 日程第4、議案第4号、専決処分事項の報告について（令和3年度八峰町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第4号、専決処分事項の報告についてご説明をいたします。

議案第4号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度八峰町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和4年2月25日提出

八峰町長 森 田 新一郎

次のページをお開きください。

専決処分書でございます。

令和3年度八峰町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,790万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億3,991万7,000円とするものでございます。

このたびの専決処分の補正予算は、除雪費の追加補正でございます。

昨年12月中旬以降、年末年始、1月中旬と継続的な降雪に見舞われ、例年より約2倍の降雪・積雪量となっており、除雪費につきましては、今期1回目、1月19日付けで専決処分させていただき、2月8日開催の議会臨時会でご承認いただいているところでございます。しかしながら、その後も通常の町道など路線の除雪作業のほか、堆積した排雪作業についても引き続き多くの稼働時間を要しており、除雪業務管理システムと除排雪業務の委託先である業者等に聞き取りし、稼働状況を確認したところ、2月14日までの稼働状況で現計予算額の95%の執行見込みとなったことから、今後の除排雪業務状況を勘案し、2月18日付けで専決処分したものでございます。

歳入歳出の補正理由について、事項別明細書 6 ページ以降をご覧くださいながら、歳入歳出の順にご説明いたします。

6・7 ページをお開きください。

まず、歳入をご説明いたします。

19款繰入金 2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出補正の調整のため、財政調整基金繰入金 3,790 万円の追加補正でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

8・9 ページをお願いします。

8 款土木費 2 項道路橋梁費 4 目除雪費 3,790 万円の追加補正でございます。内訳としまして、10 節需用費の消耗品費につきましては、凍結抑制剤の購入費として 100 万円を、燃料費につきましては、除雪車輛の軽油代として 270 万円を、修繕料につきましては、除雪車輛の出動回数の増加により修繕が嵩むことが予想されることと、雪解け後の除排雪業務に伴う構造物などの破損による修繕も予想されることから 200 万円を、合わせて 570 万円の追加補正でございます。

12 節委託料につきましては、除雪車輛の借り上げを含めた除雪オペレーター業務委託料 3,220 万円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第 4 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7 番見上政子さん。

○7 番（見上政子さん） 専決処分ですので基金から繰り入れるってということも異存はありませんけれども、この除雪について、町長の所信でも述べられてましたけれども、大久保岱の雪というのはただならぬ雪で、私見ましたけれども、道路はきれいに除雪されてますが、その脇と、それから各民家の雪の状態ですが、今回その除雪した中には道路脇のそれと個人の家を除雪は、これ町、自治会ぐるみ全員で出たということですのでいいんですが、除雪費用はどのくらいかかったものなのか。ダンプ何台とかいろいろあると思うんですが、その辺ちょっと。それとですね、この除雪、大雪の中に公道でない道路、私道で何軒もこう家が入り組んでるところもあるんですが、そういうところも除雪してもらえないのかということもありますので、大久保岱の例と併せて、そこら辺の考え方がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

まず、2月20日に自治会とタイアップしながら除排雪作業を行ったところです。これにつきまして、費用についてはまだ清算しておりませんので、現時点ではいくらかかったということはちょっと把握、ご説明申し上げられません。車輛等につきましては、業者から重機を借り上げているものと、それから町で用意している重機、通常の除雪業務を委託してるオペレーター業務、これを併せて1台ドーザーを用意しました。また、ロータリー、小型ロータリー車1台、2tダンプ1台を用意して、重機としては3台を用意して対応しております。また、地域の方からは、個人で持っている小型のローダーを1台出していただきました。それと自治会長さん自らトラクターを出していただいて、それでも排雪しております。

排雪については、町道はもちろんですけども、各世帯の出入り口、これについてなかなか段差があったり、幅が狭かったりしておりますので、ここまでをこの日に行っております。ただし、各世帯の屋根から落ちてきている宅地内の雪とか、これ個人で、個人宅でいろいろ温度差はあるんですけども、そこまではこの日で全部やるということではできませんので、自治会の方で地域住民と相談しながら必要に応じて、個人宅については進めていきたいというお話を伺っております。

あと、公道については、例年ですとそこを利用している方々が、通常赤道というところですけども、その方々でやっていただくことになっています。しかし、今年度につきましては大雪でありましたので、必要に応じて、要望があったところについては職員が現地を確認して現地状況を把握した上で、必要な除排雪の体制を取り、実施しております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第5号、八峰町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長(和平勇人君) 議案第5号についてご説明いたします。

議案第5号、八峰町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例制定について。

八峰町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
令和4年2月25日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由です。総務省自治行政局長通知「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」をはじめ、国や県において行政手続における押印廃止の取り組みが進む中、本町においても行政手続の簡素化を図るため、関係条例を一括改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

本議案では、八峰町固定資産評価審査委員会条例に定める押印規定並びに八峰町職員のサービスの宣誓に関する条例及び八峰町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例において、条例に定める様式の押印規定を廃止しようとするものでございます。

はじめに、第1条、八峰町固定資産評価審査委員会条例の改正内容について具体的にご説明いたします。

条例第7条第3項につきましては、地方税法の規定に基づき固定資産課税台帳に記載された固定資産の価格に関する審査申し出があった際に、審査申出人から審査委員会において口頭で意見陳述を求められた場合に作成する調書に、意見を聞いた委員及び調書を作成した書記の署名押印を定めておりましたが、押印を廃止し、署名のみとするものでございます。

条例第8条第5項につきましては、委員会が口頭審理を行う際に審査申出人以外の関

係者から審査に必要な証言を口述書で提出された場合に、口述書に提出者の署名押印を定めておりましたが、これを廃止しようとするものでございます。

条例第11条第2項につきましては、委員会の議事に関する調書を作成する場合に、調書に議事に関与した委員及び調書を作成した書記の署名押印を定めておりましたが、押印を廃止し、署名のみとするものでございます。

次に、第2条及び第3条、八峰町職員のサービスの宣誓に関する条例及び八峰町消防団の定員、任免、給与、サービス等に関する条例における条例に定める様式の押印規定の廃止についてご説明いたします。

どちらも八峰町職員または八峰町消防団員へ任用する際に提出を求める宣誓書への押印の廃止でございます。任用に関する重要書類であるため、これまで見直しの対象外と考えておりましたが、条例では署名のみを定めていることや、他の市町村でも署名のみの取り扱いに改めているとの情報を得ましたので、様式から印を削除するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（門脇直樹君） 午前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6、議案第6号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定を別紙のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等措置について、令和4年4月1日施行予定とされていることに伴い、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

令和3年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申し出の中で、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために生じる措置が明示され、当該措置のうち、非常勤職員に対する妊娠・出産・育児に係る休暇の新設、有給化に係る事項については、令和4年4月1日施行予定とされました。

国発出の文書では「非常勤職員」と記載されていますが、町においては「会計年度任用職員」がこれに当たります。会計年度任用職員の育児休業及び介護休暇については、取得要件が現在1年以上継続されて任用されている者に限られており、かつ、取得できる休暇は無給の休暇とされています。このたびの条例改正では、まず任用期間の要件を撤廃するとともに、職員が円滑に休暇を取得できるよう、勤務環境等、諸条件の整備を町の責務として明示するものでございます。

なお、有給化につきましては、国からの情報提供があり次第、速やかに対応してまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいた

します。

○議長（門脇直樹君） これより議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。
2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 今の説明、あまりよく理解できません。具体的に言ってもらわないとなかなか理解できないので、例えば任用職員は継続的に雇用するという前提ではないわけですよね。1年単位と。その人に対しても、何だこれ、育児休業とかそういうふうなものを与える、そういうふうなことではなかなか仕事の、まあ町の仕事、任用している理由っていうものが整合性とれないのではないかなと思うんですよ。その条件、職員の仕事をフォローするために1年間使える人として雇用するわけでしょう。その人が、まあ子どもじゃねえ、介護とか育児にするためにですよ1週間も休まないとかというふうなことで休ませるということでなると、結局は町が仕事に支障を来すわけだ。そういうふうな状況だということが何か想定されるんですが、その辺については答弁ください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

ただいまの議員のご質問のとおり、会計年度任用職員は会計年度を限度として原則雇用される職員でございます。ご説明にありました、国での報告については、国家公務員の非常勤職員についてでございますが、国での非常勤職員の立場も期間を限定して雇用される職員などを指しております。このような方々についても、まあ身分ゆえに育児休業等が取得できないということになりますと、育児環境の充実ということを目指しました国の方針に基づきまして、こういう方々についても育児休業を広く認めて、働きやすい選択肢を増やしていくという趣旨から国家公務員の改正が行われたものでありまして、同様の改正につきまして、市町村におきましても環境整備を図るように要請がございましたので、会計年度任用職員の休暇についても所要の整備をして育児休業の取得を任用期間にかかわらず取得可能とする改正を行うものでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあこれは国が決めて、その育児に関することだからそれは理解できますよ。でもこの運用、まあ仮に改正したとしても、運用の問題で調整すればいい

わけでしょう、考え方として。例えばですよ、まあ子育て、子育てっていうか、手のかかるような、育児休業を取得しなくてもいいような年代の、まあ女性でも男性でもよ採用すればいいのであって、そういうふうな、こういう使い方の仕方、まあ採用の仕方か、そういうふうなことで調整を図れば役場の仕事に対しては支障ないわけだけども、そういうふうな考え方でやれるかどうかっていうこと、町長返答。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私、町長なる前にひとつの制度、役場の制度そのものに関する不信に思っていることがありました。妊娠・出産、ここの部分については、正職員であろうと臨時職員であろうと、まあ会計年度っていう形で今使っていませんけど、まず今はそうですけど、そういうあっても、臨時職員の方々が妊娠した瞬間にその職を辞めなきゃいけないというふうなそういう現実が多々、私、社協の会長の時に目の当たりにしました。そういう部分があって、こんだけ今、子どもが少ない状況の中で、何とか子どもを多く産み育ててあげる環境づくりのためには、臨時職員であっても正職員並みのいわゆる出産・育児等のそういう優遇措置を受けられるようにするべきだという、そういう思いを持っておりました。ただ現実問題とすれば、今、山本議員がおっしゃったように、原理原則論からすれば1年更新でありますから、でもそうやって妊娠されてなれば、その方はそうすれば辞めていかなきゃいけない。でも正職員の方々は、その育児休業手当、産前産後休暇、いろんな優遇措置があるんで、そういう部分が今回、国も少子化対策に大きな柱を置いて政策を進めるといって打ち出してますので、その一環の中でこうやって出産・育児環境と仕事の両立を図る部分について、非常勤、まあいわゆる会計年度任用職員まで範囲を広げたんだというふうな形で私は思っています。そういう意味では、私はようやく国が音頭を取ってくれたなというふうな形で、私はこの部分を町としても進めていって、1人でも多くの子どもが生まれるような環境づくりが大切だというふうな形で思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあそれについてはいいですよ。まあ仮に出産した。でも、出産してその間は、そうすると代わりに別の人頼まねばなくなるわけでしょう。そういうふうな運用をしてもらえればいいのであって、休みに対してまた給料を払ってまた再雇用で新しい人を使うということになるわけですよ、現実。その休んだ理由、何だ、育児休業に係る部分については無給になるわけではないんでしょう。その辺ひとつ確認しま

す。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど説明の中でも触れておりますけれども、現在の育児休業につきましては、今回の改正でいわゆる任用期間の条件は撤廃されますが、休暇の種類については無給の休暇のままでございます。

○2番（山本優人君） 無給。

○総務課長（和平勇人君） はい。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 国家公務員に準じるということですが、国家公務員は私の知る範囲では国土交通省にアルバイトをしている人は3年間っていう、今ちょっと変わったか分かりませんが、ここ何年か前までは3年間でした。で、3年間の間にはやはり結婚とか妊娠とか当然出てくるとおもうので、こういう制度ができたのは非常にいいことだと思っておりますが、ただこれを町に本当に実施できるように頑張ってもらいたいと思うのは、年度会計の一年一年の町の更新であればね、本当にこれ採用、まあ募集つきますよね、実際働いててもまた更新で募集して新しい人も受けると思うんですけども、あなた妊娠してるから駄目ですよとってそういうふうには言われないうちに、当然そこでチェックがかかると思うんです。妊娠してたら採用できないとか。で、再度採用される、年度、会計って何て言うんです、そういう時にちゃんと振り落とさないように、ここはしっかり町の方に本当にやれますか、やってくれますかっていうところを、ちょっと待って、今発言してるので、そこら辺をはっきり約束できるかどうか、そこら辺、町長の考え伺います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 県庁の場合は、臨時職員の場合はどんな方であっても一つの部署で2年間で辞めさせてもらってます。まあこれはほかの市町村でもそういうところもありますけど、我が八峰町はそういう形ではありません。基本的に、逆にいきますと、そういうルールを設けなくて形の部分でやってきてますので、非常に正職員に比べて、正職員以上の会計年度任用職員がいるっていうのも事実であります。ただ現実問題として、今突然に2年間で全員辞めてもらいますよというふうなわけにはいきませんので、いずれここに、今回の条例改正の部分については、それに該当する方々の部分について

は仕事を続ける意思を確認しながら、いわゆる正職員と同じような形の、まあいわゆる妊娠・出産しても仕事を続ける意思があれば辞めなくてもいいようなそういう形の部分の仕組みをこれで持っていきたいというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号、八峰町立体育館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。今井生涯学習課長。

○生涯学習課長（今井利宏君） 議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号、八峰町立体育館条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町立体育館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由。岩館体育館が老朽化により設置目的を果たすことができなくなったため、本条例の一部を改正するものである。

次のページは、条例を改正する改正文です。

改正する部分は、条例中、第2条の表及び第8条関係の別表から岩館体育館部分を削除するものです。

別に提出しております議案第7号説明資料に新旧対照表を載せておりますので、そちらでご確認いただきますと表の変更部分が分かりやすいと思います。後でご覧いただきますようお願いいたします。

岩館体育館は建築後60年を経過する建物でございます。雨漏りや床の一部が腐食するなど老朽化が著しく、改修には相当な費用が必要なことから、岩館地区防災コミュニティセンター建築に際し解体する方向で進めることを、令和3年12月23日の議会全員協議会でご報告しております。本議案により、八峰町立体育館から岩館体育館を除く条例改正を行うものであります。

なお、この条例の施行日は、令和4年4月1日です。

説明は以上です。よろしくご審議の上、承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第7号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、八峰町文化財保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。今井生涯学習課長。

○生涯学習課長（今井利宏君） 議案第8号についてご説明いたします。
議案第8号、八峰町文化財保護条例の一部を改正する条例制定について。
八峰町文化財保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
令和4年2月25日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由。文化財保護法の一部が改正されたことに伴い、社会の変化に対応した文化財保護制度の整備を図るため、文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を促すため、本条例の一部を改正するものである。

昨年6月14日、文化財保護法の改正が行われました。その中で、地方登録制度が新設され、県及び市町村が条例で定めることで文化財の登録制度の運用が可能となりました。今回、町条例を改正するのは、この地方登録制度を町条例の中に盛り込むためであります。

これまで町文化財の保護は、町文化財指定し管理してまいりましたが、この制度により、指定するほどでもないもの、また、地域において重要とされる有形・無形文化財や調査に時間を要するような文化財など、そういうものを登録しておくことができるようになります。

この登録制度の動きは1995年の阪神淡路大震災が契機となりました。大災害により多くの文化財が被害を受け、その復興において指定されている文化財は詳細把握ができており、また、修復の財政補助により復旧が進みましたが、未指定の文化財は復旧が進まず、多くが廃棄された経緯があります。中には歴史的価値としては評価されにくいとされる近代の建造物や、厳しい管理を嫌う所有者の意思により、あえて指定に至っていない貴重な文化財も含まれておりました。このため、文化財として指定されるよりも緩い規制と保護が可能な登録制度が生まれ、これまで何度かの改正により、ほぼ全ての分野で文化財保護のための登録制度が進みました。今回は、国だけでなく、地方公共団体での登録制度も可能とする法律改正ですので、制度を運用するかどうかは別として、受け皿として町条例に登録制度を盛り込んでおくための条例改正でございます。

次のページは、条例を改正する改正文です。

内容につきましては、別に提出しております議案第8号説明資料をご覧ください。

新旧対照表で、左側が改正前、現行法、右側が改正後となります。

資料の1ページ、最初は条例の目次ですが、5章の後に第6章として「八峰町登録文化財」を追加し、6章以降を繰り下げる構成となります。新たに加える第6章は、条文が11本あり、現行法の第34条以下が11条ずれることとなります。

目次の次は第1条の改正です。文化財保護法に定める地方登録制度が文化財保護法第182条第3項で定められておりますので、下線部のとおり第3項を加えます。

次のページ、第32条は表記の変更です。第33条を次条に変更となります。

次に追加される第6章は、第34条の登録以下、登録の抹消等、管理、現状変更等の届け出、所有者変更等の届け出、喪失、毀損等、町登録文化財の所在の変更、保持者等の届け出、指導または助言、補助、審議会への諮問の11条による規定です。既に規定され

ている指定文化財と似たような内容と構成ですので、詳細については割愛させていただきます。

なお、この条例の施行日は、令和4年4月1日とし、改正文化財保護法の施行日に合わせております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第8号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号、八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第9号をご説明いたします。

議案第9号、八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定について。

八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。町営住宅の一部用途廃止に伴い、管理戸数を減少するとともに地域活性化住宅としての管理戸数が増加するため、関係条例を一括改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例。

第1条、八峰町営住宅設置条例の一部を次のように改正する。

これまでも耐用年数30年を経過した町営住宅を地域活性化住宅に移行してまいりました。今年度中に6戸の町営住宅が30年を迎えますので、地域活性化住宅と変えるものがあります。

別表中、観海団地の木造平屋建て、現在7戸管理していますが、これを3戸減らします。また、かもめ団地の同じく木造平屋建て5戸管理しておりますが、こちらも3戸減らします。合わせて6戸を町営住宅管理から減らすという内容でございます。

それから、第2条では八峰町地域活性化住宅設置条例の一部を次のように改正するというので、現在はかもめ団地木造2階建ての3戸となっておりますが、これを、次のページをお願いします。先ほど町営住宅から減らした観海団地木造平屋建てを3戸、これと、かもめ団地木造平屋建て3戸を追加するものであります。これにより、町営住宅の管理は全部で74戸となりまして、地域活性化住宅は全部で19戸となります。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

説明は以上でございます。内容をご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（門脇直樹君） これより議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。2番山本優人君。
- 2番（山本優人君） 町営住宅の最終的な30年経過の時期っていつ頃なんですか。これ30年経てば活性化住宅に移行するっていうことなんだよね。まあそれともう一つは、今後も町営住宅の新設の予定はあるのかどうか。2点。
- 議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。
- 建設課長（石嶋勝比古君） 町営住宅については、これは木造ですけれども、公営住宅法で木造住宅に関しては耐用年数が30年と定められていますので、これに基づいて用途廃止ができるという規定になっております。

今ご質問の件ですけれども、町営住宅は現在93戸管理しております。このまま30年経過したものを年次ごとに地域活性化住宅に移行していった場合、平成16年度に全ての町営住宅が30年を、あ、すいません、令和16年に30年が経過することになりますので、その時点で全て町営住宅から地域活性化住宅に移行する形で考えております。

それから、新たな町営住宅の新設については、現時点では計画はありません。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 現在入居している人たちには、どのように説明をしているんでしょうか。家賃は変わらないですよ。前もちょっと説明受けたんですけども、家賃が変わらなくて、あと活性化住宅になった場合は敷金礼金とかそういうの要らないで入れるとか、町独自の規則で入れるというふうなことでしたけれども、現在、まず今入ってる人がほとんどだと思いますので、どのように説明してるんですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 新たに地域活性化住宅に変更された入居者に対しては、まず、毎年家賃の改定といたしますか、収入に応じた家賃決定がなされますので、その通知を出しております。その際に、新たに地域活性化住宅として、あ、町営住宅から地域活性化住宅に変更になりましたというご案内をしております。ただ、家賃とか、それから敷金というお話しでしたけども、基本的には町営住宅と同じような試算で行ってますし、敷金もいただくことになっています。違うのは、収入超過者と、収入が増えて収入超過者となった場合に、公営住宅法では退去していただくような形で指導等行っていくことになりましてけれども、そこについては町独自の政策として、収入が増えてもその住宅から退去しなくてもいいような体制を取ったということでございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） かもめ団地に1棟、地域活性化住宅として整備をした、そういうのが1棟あると思うんですが、整備をして、その入居者がいたわけですね。ところが1カ月もしないうちに退去したと。その後ずっと入居者がいないままとなっております。その原因っていうのは何があるのか、何なのか。それをまずお知らせいただきたい。

それからもう一つ、30年以上たった町営住宅がですね、まあ個人で欲しい人がいた場合、それを有償で譲渡できないのかどうか。そういうこともまた検討する余地があると思うんですね。ですから、そういうこともこれから考えていかないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 今ご質問ですけども、かもめ団地の地域活性化に移行した1棟について、入居者がすぐ出ていったと。その後、空家のままだというお話しですけ

れども、これについては、すぐ出ていったという理由は、入居しましたけれども、自己都合によりすぐ別の方に転居しなければならないということで、すぐに退去の届け出をされております。

それと、空家になっている期間が長いというお話ですけども、これについては、この地域活性化住宅になった今言われた住宅じゃなくて、かもめ団地については、まあ立地性もありますけども、あまり申し込みされる方が少なく、ほかの建物も空家になった状態のものもあります。ですから何世帯分かは空家になっているのは現状でございます。したがって、ここの地域活性化住宅がどうのこうのというわけじゃなくて、岩館の地域性もありますけども、その辺でなかなか応募される方が少ないということです。ただ、現在、今申し込みしたいと、その今言われた空家になってる地域活性化住宅に申し込みしたいという方は1人申し出ております。

それと、地域活性化住宅に移行された住宅について、譲渡に希望があれば無償でやってもいいのではないかというお話ですけども、これは公営住宅法の縛りがないので、町の判断で施策的にそういう方向で取り組むとすれば、可能性はございます。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） まあその地域性もあって、かもめ団地にはなかなか入る人がいないと。そういう中で、また地域活性化住宅としてお金をかけて整備をしていく。果たしてどんなものかというふうに思うわけですね。過去に、ここにずっと長く入った人がここ欲しいんだということで町に掛け合ったら、今はその時期ではないと、駄目だということ言われて能代に引っ越した人もおります。だからそういうのをですね柔軟にやっぱり考えていって、八峰町に人を残すということを考えていく必要があると思います。町長、この売り払い、いかがなものでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず、地域活性化住宅をなぜこういうふうな形で考えついたかというのは、議会とのやりとりの中で、例えば高校生と中学生の子どもを持つ、その部分で所得の部分で出ていかなきゃいけない。だからここの部分をハードルを超えるためには、町営住宅法の縛りから逃れなきゃいけない。それが30年なんですよ。

○5番（須藤正人君） それから家賃の問題。

○町長（森田新一郎君） うん。だからその部分で、若い大人を増やすためには、こう

いう形の取り組みも必要だと。公営住宅法の縛りがなくなれば、町の判断でその人が望むというふうな形であれば有償譲渡、これは十分可能だと私は思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号、公の施設の指定管理者の指定について（八峰町農林水産物直売施設）を議題とします。

当局の説明を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） 議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号、公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町農林水産物直売施設の指定管理者として指定する。

1 指定管理者となる団体の住所地及び名称

住 所 八峰町八森字御所の台51番地

商 号 八峰町農林水産物直売所「ぶりこ」

代表者 組合長 菊 地 初 子

2 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和4年2月25日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。八峰町農林水産物直売施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

この指定は、直売施設の指定管理者について、引き続き産直ぶりこを指定するものでございます。

説明は以上です。何とぞご審議のほど、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号、公の施設の指定管理者の指定について（八峰町菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） 議案第11号についてご説明いたします。

議案第11号、公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設の指定管理者として指定するものです。

1 指定管理者となる団体の所在地及び名称です。

住 所 八峰町峰浜田名潟字大沼10番地11

商 号 有限会社 峰浜培養

代表者 代表取締役 森 田 新一郎

指定の期間です。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までです。

令和4年2月25日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。八峰町菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

八峰町菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設については、施設を供用開始した平成30年1月1日から有限会社峰浜培養が管理運営を行っておりますが、本年3月31日で指定期間が満了となるため、5年間、期間を延長するものです。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第12号、令和3年度八峰町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第12号についてご説明いたします。

議案第12号、令和3年度八峰町一般会計補正予算（第10号）。

令和3年度八峰町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,865万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億9,126万円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の追加です。

第3条では債務負担行為の追加と変更を定めております。

第4条では継続費の廃止でございます。

第5条は地方債の変更です。

令和4年2月25日提出

5 ページをお開きください。

繰越明許費の追加につきましては、「第2表 繰越明許費補正」に記載しております。

2 款総務費 1 項総務管理費の岩館防災コミュニティセンター等整備事業につきましては、岩館体育館の解体工事を令和3年度中に行う計画としておりましたが、地域住民との協議によりコミュニティセンターの適切な規模の建物を建設する案を探るため、既存の岩館体育館を解体せず、耐震診断及び耐震補強等の全面改修を行って避難所機能を付加する場合の概算改修費積算を実施いたしました。結果的に全面改修ではなく解体することになりましたが、令和3年度中に解体することは困難であるため、事業繰越とするものでございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支援事業につきましては、2月8日に開催した議会臨時会に補正予算計上し、ご承認いただいたものでございますが、申請受付期間など令和4年度にまたがる事業期間であるため、事業繰越とするものでございます。

6 款農林水産業費 1 項農業費のうち産地生産基盤パワーアップ事業につきましては、国の補正予算で当該事業費の追加が認められたことから、このたびの3月議会定例会に補正予算計上したほか、併せて繰越明許費を設定するものでございます。

基幹水利施設ストックマネジメント事業につきましては、県が実施している農業水路等長寿命化防災・減災事業が繰越事業となったことに伴う町負担金の繰越でございます。

3 項水産業費の水産基盤整備事業につきましては、県が実施している岩館漁港の県営漁港事業の一部が繰越事業となったことに伴う町負担金の繰越でございます。

8 款土木費 2 項道路橋梁費のJR跨線橋補修・耐震補強事業につきましては、JRとの協議が長引き、令和3年度中の事業完了が見込めないため、同事業の設計業務委託を繰越するものでございます。

3 項河川費のうち急傾斜地崩壊対策事業負担金につきましては、県が実施する栩木沢の当該事業費が追加となったことから、このたびの3月議会定例会に補正予算計上したほか、併せて繰越明許費を設定するものでございます。

護岸補修事業につきましては、野田川の護岸等補修工事の入札を行いましたが、指名した7業者全てが辞退という結果となりましたので、設計を見直して発注するため繰越するものでございます。

10款教育費 5項社会教育費につきましては、金谷信榮氏から寄せられた寄附金を活用して、ファガス及び峰栄館の図書の実を図るものでございます。

以上、9事業に係る繰越明許費の総額は1億9,834万7,000円でございます。

6ページをご覧ください。

債務負担行為の追加及び変更につきましては、「第3表 債務負担行為補正」に記載しております。

1、追加のうち、令和4年度当初より業務を開始する必要がある議会広報誌印刷製本業務委託、議会会議録反訳手数料、町広報誌印刷製本業務委託及び小・中学校スクールバス運行業務委託の3業務、合わせて6業務につきましては、入札事務を円滑に進めるため、債務負担行為を設定する必要があるものでございます。

2 tダンプ購入事業につきましては、現在、林道維持作業等に使用している2 tダンプが老朽化により車検を通すことができないため、車輛を購入するものであり、納車までの期間を考慮し、早期に契約行為に着手する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

2の変更のうち、お試し暮らし用住宅借上につきましては、当初2棟分の借上料を設定しておりましたが、実績が1棟となり、住宅借上料の将来負担額に変更が生じたので減額補正するものでございます。

中小企業融資斡旋資金及び小規模事業所経営改善資金につきまして、貸付実績が確定したことにより当初予算で設定した利子補給金の将来負担額に変更が生じたため、それぞれ減額補正するものでございます。

7ページをお開きください。

継続費の廃止につきましては、「第4表 継続費補正」に記載しております。

2款総務費 1項総務管理費、岩館地区防災コミュニティセンター等整備事業につきましては、当初、令和3年度と令和4年度の2カ年にわたる契約を見込んでおりましたが、地域住民との協議によりコミュニティセンターの適切な規模の建物を建設する案を探るため、既存の岩館体育館の全面改修の検討や用地の安全確保の検討に時間を要したことから、令和3年度と令和4年度の2カ年にわたる契約を締結する必要がなくなったことから、継続費を廃止するものでございます。

地方債の変更につきましては、「第5表 地方債補正」に記載しております。

全ての事業の完了または事業費の確定による補正でございます。

臨時財政対策債につきましては、額が確定したことによる5,630万円の減額補正でございます。

小型動力ポンプ積載車等整備事業につきましては、入札差額による20万円の減額補正でございます。

急傾斜地崩壊対策事業負担金につきましては、県が実施する栩木沢の事業費が追加となったことから600万円の追加補正。

過疎対策事業につきましては、対象としている事業費の確定に伴い5,410万円の減額補正でございます。

過疎対策事業（ソフト分）につきましては、鹿の浦休憩所解体工事の入札差額30万円の減額補正で、合わせて1億490万円の減額補正でございます。

なお、詳細につきましては、19ページから20ページの22款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書11ページ以降をご覧くださいながら、歳入歳出の順にご説明いたします。

今回の補正予算では、歳入歳出実績見込額と現計予算額の乖離の大きいもの及び事業完了に伴い予算の整理が必要なものを計上しております。事業完了等に伴い減額補正している部分につきましては説明を省略させていただき、追加補正など特徴的なものをご説明させていただきます。

11・12ページをお願いします。

歳入、11款地方交付税につきましては、交付見込み額の精査に伴い、普通交付税3億2,342万円を追加補正するものでございます。

13款分担金及び負担金につきましては、軽度生活援助事業の利用者数の増加が見込まれることから1万5,000円を追加補正するものでございます。

13・14ページをお願いします。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、今年度の額が確定したことに伴い、国民健康保険基盤安定負担金121万8,000円の追加補正でございます。2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費国庫補助金のうち個人番号カード利用環境整備費補助金につきましては、マイナポイントの事業期間が延長されたことに伴い、延長された期間の会計年度任用職員の人件費が補助金の交付対象となることから、51万2,000円の追加補正でございます。2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金につきましては、子ども・子育て支援事業における採択・不採択に伴う補助金の補正でござ

います。地域子育て支援拠点事業費補助金につきましては、子育て支援センター分が不採択となりましたので、275万6,000円の減額補正でございます。利用者数支援事業費補助金につきましては、子育て世代包括支援センター分として採択されたため、299万8,000円の追加補正でございます。一時預り事業費補助金と乳児家庭全戸訪問事業費補助金につきましても同じく採択されましたので、26万2,000円と3万円、それぞれ追加補正するものでございます。

16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金のうち国民健康保険基盤安定負担金につきましては、14款国庫支出金と同様に今年度の額が確定したことに伴い、負担金542万7,000円の追加補正でございます。

15・16ページをお開き願います。

2項県補助金2目民生費県補助金2節児童福祉費補助金につきましては、国庫補助金と同様に子ども・子育て支援事業における採択・不採択に伴う県補助金の補正でございます。地域子育て支援拠点事業費補助金と子ども・子育て利用者支援事業補助金につきましては、子育て支援センター分が不採択となりましたので、275万6,000円と74万9,000円をそれぞれ減額補正するものでございます。地域子ども・子育て支援事業費補助金、利用者支援事業費補助金及び乳児家庭全戸訪問事業費補助金につきましては、子育て世代包括支援センター分として採択されたことに伴う追加補正でございます。4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち農業委員会交付金につきましては、事業費の精査に伴い、交付金65万5,000円の追加補正でございます。山地生産基盤パワーアップ事業費補助金につきましては、農業法人のライスセンター新築事業が国の補正予算で追加が認められたことに伴い、2,902万2,000円の追加補正でございます。農地利用最適化交付金につきましては、農業委員及び推進委員の活動実績と成果実績に伴い、84万5,000円の追加補正でございます。2節林業費補助金のうち林道改良事業費補助金につきましては、補助基本額の確定に伴い、60万5,000円の追加補正でございます。

18款寄附金1項寄附金2項教育費寄附金につきましては、金谷信榮氏より図書購入費として寄せられた寄附金分149万9,000円の追加補正でございます。

17・18ページをお開きください。

4目総務費寄附金につきましては、企業版ふるさと納税寄附金として、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社より10万円、一般社団法人全国燃料協会より50万円が寄せられましたので、合わせて60万円の追加補正でございます。

19款繰入金 2項繰入金 1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出補正全体額の調整を図るため、3億7,959万3,000円を減額補正するものでございます。6目中小企業融資幹旋資金等利子補給基金繰入金につきましては、令和2年度において新型コロナウイルスの影響による支援策として、マルブナ、マル経の融資を受けている事業所を対象に利子補給を従来の2分の1から全額とし、令和3年度まで行うこととして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し500万円を基金としておりましたので、その基金を繰入金として500万円追加補正するものでございます。

21款諸収入 5項雑入 3目返還金につきましては、令和2年度分の後期高齢者医療療養給付費負担金の実績額の確定に伴い、過年度分の返還金292万4,000円の追加補正でございます。

19・20ページをお願いします。

22款町債につきましては、起債対象事業費の確定に伴う補正でございますので、個別の項目の説明は割愛させていただきます。

21・22ページをお願いします。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。2時5分より再開いたします。歳出から説明をお願いします。

○副町長（日沼一之君） はい、分かりました。じゃ、よろしく申し上げます。

午後 1時59分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

副町長、歳出からの説明をお願いいたします。

○副町長（日沼一之君） はい。それでは、引き続いて21・22ページの歳出の説明からさせていただきます。

歳入でも申し上げましたとおり、今回の補正予算は事業完了に伴うものが主な要因となっておりますので、減額補正につきましては説明を省略させていただき、追加補正の特徴的なものをご説明させていただきます。

なお、今回の減額補正となっているもののうち、新型コロナウイルスの影響により取りやめとなった出張関係や各種行事をはじめとする事業の中止による減額補正額は、約1,973万円となっております。

2 款総務費 1 項総務管理費 6 目企画費 18 節負担金補助及び交付金につきましては、主に減額でございますが、広域関係の負担金の一部について、事業の精算に伴い追加補正をしております。

23・24ページをお願いします。

9 目自治振興費 17 節備品購入費につきましては、岩館体育館の解体に伴い、自治会の物品を保管する場所を確保する必要がありますので、中古品のコンテナハウスの購入費 181 万 5,000 円の追加補正でございます。11 目地域情報化事業費 18 節負担金補助及び交付金につきましては、町が所有する光ケーブルを添架させていただいている電柱の移設に伴う移設負担金 55 万円の追加補正でございます。

25・26ページをお願いします。

4 項選挙費 4 目町長・町議会議員一般選挙につきましては、これまで告示日以降に配付する資料の証紙印刷については、町長選のみ対象となっておりますが、令和 2 年度の法改正により議会議員選も対象となりましたので、印刷製本費 40 万円の追加補正でございます。

次に、3 款民生費についてご説明いたします。1 項社会福祉費 2 目老人福祉費 12 節委託料につきましては、軽度生活援助事業の利用者数の増加が見込まれることから、委託料 18 万 2,000 円の追加補正でございます。5 目国民健康保険費につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金として 1,260 万 3,000 円を追加補正するものでございます。

27・28ページをお願いします。

次に、4 款衛生費についてご説明いたします。3 項水道費 1 目簡易水道施設費につきましては、新型コロナウイルスの第 6 波の影響により、1 月以降、能代保健所管内でも感染が拡大していることから、あきた白神温泉とハタハタ館から 1 月と 2 月に予約されていた宴会や会食がほとんどキャンセルされたほか、宿泊予約もキャンセルが多くなっており、この状況が長期化すると会社経営に多大な影響が出るものと危惧し、水道料金の減免について要望がございました。町では感染状況を見極めながら減免することとしましたので、令和 4 年 2 月分と 3 月分の減免相当分を簡易水道事業会計補助金として 106 万 8,000 円を追加補正するものでございます。

29・30ページをお願いします。

次に、6 款農林水産業費についてご説明いたします。1 項農業費 1 目農業委員会費のうち 1 節報酬につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動実績を精

査した結果、報酬の支払いに不足が生じることから、84万5,000円の追加補正でございます。3目農業振興費18節負担金補助及び交付金のうち山地生産基盤パワーアップ事業費補助金については、歳入、県補助金のところでご説明いたしましたが、農業法人のライスセンター新築事業が国の補正予算で追加が認められましたので、これに伴う2,902万2,000円の追加補正でございます。

31・32ページをお願いします。

ここの9目の鳥獣被害対策事業費から33・34、さらに35・36ページの8款土木費2項道路橋梁費までは、事業完了及び完了見込みに伴う減額補正でございますので、説明は割愛させていただきます。

下の方、35・36ページの下の方の8款土木費3項河川費についてご説明いたします。1目河川総務費につきましては、繰越明許費補正及び地方債補正のところでもご説明いたしましたが、県が実施する棚木沢の急傾斜地崩壊対策事業が追加となったことから、負担金600万円の追加補正でございます。

37・38ページをお願いします。

4項下水道費1目下水道費につきましては、4款衛生費3項水道費のところでもご説明いたしましたが、新型コロナウイルスの第6波の影響により、あきた白神温泉から下水道料金の減免について要望がございました。下水道使用料は水道使用量により料金が算定されることですので、水道料金と合わせて減免することといたしました。あきた白神温泉の減面相当分を下水道事業会計補助金として8万3,000円の追加補正でございます。

同じページの9款消防費につきましては省略させていただきます。

あと、39ページから46ページまでの10款教育費のご説明につきましては、後ほど教育長が行います。

47・48ページをお願いします。

13款諸支出金についてご説明いたします。2項諸費1目国県支出金返納金につきましては、歳入、繰入金のところでもご説明いたしましたが、令和2年度において新型コロナウイルスの影響による支援策としてマルブナ、マル経の融資を受けている事業所を対象に、利子補給を全額、令和3年度まで行うこととして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し500万円を基金としておりました。その基金500万円を繰入金としておりますが、利子補給の財源として不要額となった分の国の返還する分ですが、返還金331万7,000円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、私の方から教育委員会関係の説明をいたします。

戻っていただいて39・40ページの10款になります。教育費ですが、事業完了及び完了見込みに伴う減額補正については、同様に説明を省略させていただきます。

43・44ページをお開きください。

2目公民館費についてご説明いたします。17節備品購入費につきましては、金谷信榮氏から寄せられた寄附金150万円を活用して、ファガス及び峰栄館の図書の実を因るための書籍購入費151万円の追加補正するものでございます。

45・46ページをお開きください。

6項保健体育費2目学校給食共同調理場運営費11節役務費につきましては、給食センター勤務者に新型コロナウイルス感染症の陽性者が出たことから、給食センター内及び給食配送車輛の消毒作業を実施しましたので、急を要する事案であったため既存予算の削減をする形で対応したことから、消毒作業にかかった手数料相当分34万5,000円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞご承認いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） まず臨時財政対策債の限度額ですけれども、限度額までいかなかった、限度額をなぜもっと利用しなかったのかなっていうこと。で、これは2分の1補助でしたっけか、これちょっとどういう補助でしたか、それちょっと伺いたいと思います。

それと、歳入歳出で出てくるんですけれども、軽度生活支援のあれ、除雪が、個人の高齢者とか障がい者の除雪が主だと思うんですが、シルバーがなかなか見つからなくて頼んでもなかなか来てもらえなかったってということもありますけれども、増額されてますのでシルバーの状態はどうであったのかっていうことをちょっと教えてもらいたいと思います。

それから、教育長の方からありましたけれども、金谷信榮さんから毎年寄附いただいて、合計すれば1,000万くらいになってると思うんですけれども、これは金谷さんの方か

ら図書の方という指定されているのでしょうか。それとも教育委員会の方で図書の方ということになされているのか。ファガス使う人たちはね、金谷信榮さんの寄附使ってエレベーター動かしてくれないかなってという声もありまして、寄附をそっちの方に回してもらえないかなという声もありますので、これは指定された寄附かどうか教えてもらいたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員のご質問の1問目の臨財債の部分について、私の方からお答えしたいと思います。

こちらの臨財債の方ですけれども、限度額、これなぜ下げたのかということなんですけれども、こちらの方の臨財債というのは、財源の調整のために決められた町村の割り振りされた金額というのが示されてきますので、今年に限って言えば、その分が示された額に減額する形に補正し直したというような形となっております。ちなみにこちらの方ですが、交付税の算入率は95%というふうになっております。

○議長（門脇直樹君） 石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員の2つ目、軽度生活援助事業をはじめとしたシルバー人材センターの関係についてお答えいたします。

お見込みのとおり、今般の大雪によって軽度生活援助事業の除排雪作業がだいぶ増えたことよっての増額補正でございます。その中でシルバー人材センターにおきましても人員不足は否めない状況でありました。しかしながら、そもそも軽度生活援助事業の中で除排雪するにおいては、使う人も高齢者ですけれども派遣される人も高齢者ですので、一斉に、やっぱ朝降れば雪が積もってるわけです。その中で自分のうちを除雪してから、社協から依頼を受けた各家庭の方に自分が時間をつけて行ってるものですので、そこはそれぞれの依頼する家庭と派遣されるシルバー人材センターのスタッフの方とご了解の上、作業に従事させていただいてる状態でございます。実際には、シルバー人材センターの登録人員も高齢化に伴って本来媒体としては増えていくはずなんですけど、登録人員は全然増えていない状況で、シルバー人材センターの方もなかなか人員不足で困っている状況ですので、機会を見て登録の方を周知しながら、こちらでもバックアップしていきたいと考えております。

回答は以上です。

○議長（門脇直樹君） 今井生涯学習課長。

○生涯学習課長（今井利宏君） 3点目の使途、寄附金の使用の使途についてですけども、図書購入に充ててくださいということで指定されております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 今回、軽度支援、生活支援の方で再質問しますけれども、シルバーがなかなか人が見つからない、これはよく分かります。北羽の記事だったと思うんですけども、これは能代は回数券を刷って、除雪何回とかってこうできるようになってるんですが、これを回数増やすようなことが載ってましたので、八峰町でも是非こうやってもらうためには、町長に伺いますけれども、この冬の間のシルバーの人材の時間給、倍にするとかそこら辺考えませんかでしょうか。結構、お金が入ればやってもいいよという人も出てくるとお思いますので、こういう特別な場合は緊急に2倍にするとか3倍にするとかそういうことを考えませんかでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） シルバー人材センターの業務ってというのは、臨単経営っていう形の大きな3原則があります。いわゆる高齢者の生きがい対策、そういう部分から始められた国の事業なんですけど、臨時的なもの、それから軽度なもの、それから短時間で終わるもの、そういう形で、これで高齢者の生活を支えるというふうなそこまで行かない、そういう事業でやっております。県のシルバー連合会というところがあって、そこ経由で八峰町の場合はそういう形でやっています。したがって、その単価の部分を町の方で決めてるとかそういう話ではありませんので、そういう、まあ見上議員言われるのは、軽度生活援助事業の1,000円のうち100円出せばシルバーの方で、900円を町で出すとか、そういう部分の単価上げるという話なんですけども、問題はシルバー人材センターに登録されてる方々がなかなか増えないというのが一番問題で、先ほど石上課長も答弁したように、その部分を増やしていくためにどうすればいいかっていうことを、それこそ見上議員にも周辺の方々に何とかシルバー人材センターの方に加盟していただくような形でお口添え願えれば大変ありがたく思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） スクールバスの委託料の件についてちょっとお伺いをいたします。

私の記憶があれでしょう、記憶が薄れたのかもしれませんが、小学校の方には委託料

の増減ないわけでありますが、中学校の方に1,900万というような大きな減額が生じております。前に笠原議員からも似たような質問あったわけですが、このくらいの不要額が出るようであったらですね、やはり冬期間のスクールバス運行の方法についてですね見直ししてもいいんじゃないかというぐあいには思うんですが、本来であれば一般質問でやろうかなと思ったんですが、今ここにこういうような数字が出てきましたので、ちょっとやりとりしてみたいと思うんですが、まず小学校の方の委託料ないのは、まあ予算どおり執行されたのかですね。それと、この中学校の方の1,900万、どうしてこんな多くの額になったのかですね、そこいら付近、委託料であれば例えば入札でやれば請負差額であればもうちょっと早く減額してもいいのかなという気もするんですが、そこら付近のいきさつを教えてくださいたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 11番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ただいまの皆川議員のご質問にお答えいたします。

中学校のスクールバス委託料減額、まずおっしゃるとおり1,900万ということで多い金額となっております。理由としましては、皆川議員のお話しあったように入札の単価、1日単価ですけども、その差額がございます。それにプラスしまして、今年度、令和3年度、コロナ関係の影響で中学校の部活時の土曜日等の運行が極端に減りました。その関係で大幅に減額されてるところです。あと、議員の皆さんご存じのとおり、令和3年度から冬期だと通常だと開けないで通常通常でスクールバスを動かしております。なおかつ要綱等で乗車範囲を広げて運行してございます。して、初めてまずいろいろ試してみた結果で、若干予算の見積もりも高かった部分があったかもしれないのですが、減額している要因はそういったところです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） スクールバスですね、今回はまあ予想もできないような大雪だったわけですけども、例えば前にも、もう通学の道路にクマが出てきて云々、危ないとかですね、あるいはまた今回のように雪では歩道が確保されないとかですね、そういった通学に関わる部分というのがこう大きく見直されるようになってきました。こういったことから鑑みますと、例えば今まで学校の通学の距離数とかですね、そういったものもこう決めておったように私記憶してるんですが、もしあの冬期間にですね、親御さんたちが勤めに出て子どもさん方が集団登校できないような場合はですね、隣の人から乗せていってもらったとか、あるいは、おばあさんが送っていったとかですね、かなり苦

慮しているようなので、まあ冬期間であれば、ある程度の距離は別にしても、もう全員バスに乗せてもいいんじゃないかという気もするんですが、教育長いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 休憩します。

午後 2時26分 休憩

.....

午後 2時26分 再開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 皆川議員の質問にお答えします。

確かにスクールバスについては、今回の大雪、あるいは以前お話しあったクマの出没等について、緊急な対応を必要になることもあるかと思いますが、まあ実際問題としては、例えば朝に大雪が降ったと、そういう場合に、そのバスのルートを変えたり、乗り降りする場所を決めたり、それに対して保護者への連絡、バスへの連絡っていうのは、ちょっと対応しきれない部分があったんじゃないかなと思います。ですので、そういった緊急な場合に難しいという面、それから逆に言うと、スクールバスの場合、大型ですので、今回大雪の場合は今度細かいところに入っていけないということで、そういった複雑な面ありますので、まあこのスクールバスについては、今、年間通してスクールバスをこうやってるわけですけども、やり方も含め、それから予算面も含めながら来年度検討したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今、この後、新年度予算の特別委員会にも新年度予算でスクールバスの委託料あがってくるかと思うんですが、やはり乗せ方ってばあれですね、従来のやり方をですね、もう一度みんなで考え直して、最も最善な方法をですね、距離数とかそういったことでなくてですね、やはり今の時代に沿ったようなやり方をですねやっの方が、父兄の方々からも喜ばれると思うんで、来年雪降らないっていうこともまた保障もないわけですし、いろんな自然災害も予想されるわけですから、通年を通してどういうふうなスクールバスの運行が最もいいのかですね、みんなでひとつ工夫しながら新しい方法を見出していただければなと思います。これは町長もですね、ここら付近考えてですね、よく教育委員会と連絡を密にしてこの後のことを考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 本当にありがとうございます。これ、小・中学校、まあ小学校が合併する際にスクールバスっていうふうな形の約束が住民の皆さんとあったっていうふうな話を伺っていますが、それからもう随分時間が経っていますので、今の時代の中でどういうふうになれば一番効率的で効果的な、そのいわゆるスクールバスにとらわれないうで、自宅から学校まで子どもたちを送り届ける方法はスクールバスにこだわらないで本当にあるべき姿で一から検討する時期に来ていると思いますので、そういうふうな方向で検討して皆さんに納得できるような形のものが示すように頑張りたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 5ページの2款民生費、これ2月8日臨時議会の時に多分おっしゃったのかもしれませんが、今一度確認のため伺います。

社会福祉費の、これ世帯数何世帯に振り込まれるのか。いつ振り込まれるのか教えてくださいいただけますか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えします。

前に確認させていただきますが、5ページの繰越明許予算の中の民生費の部分ということですのでよろしいですね。はい。

実際には非課税世帯に対しまして1,300世帯ほどの分で予算を措置させていただきます。その中で一部非課税に準ずるような、コロナの影響を受けて非課税相当分という部分も入っております。実際に非課税の、令和3年度の課税世帯という区分の中で、今、確認申告始まりまして繁忙期に当たっている税務会計課さんのご協力を得ながら、今、世帯の抽出をお願いしている次第です。併せて、12月10日の基準日において住民登録されてる方ということで、総務課さんにおいてもこの1年の住民異動について洗い出しをかけていただきまして、それをマッチングしてリストアップしてるのが今現在の状況です。来週中には対象者の方に確認書の方をお届けできるスケジュールで今動いている状態です。そのスケジュールでいきますと、最速で来月の15日前後もしくは25日まで、第1弾、第2弾お支払いできるのかなとは思っておりますけども、なかなか国の仕様によって確認書の方も書き方ちょっと戸惑う方もいらっしゃるかと思いますので、その辺につきましては親切丁寧な対応で、問い合わせについてはお答えしたいと考えております。で、

来月発行される広報の、10日に発行される広報の方には掲載する予定で今、スケジュールを進めている次第です。併せて繰越明許費につきましては、4月1日以降の確認書の到着、併せて申請、交付決定の作業が生じてくるということで、このたび繰越明許させていただきます。

回答は以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） ちょっとページ探せなくなった。12ページの何だったかな、12ページのね、あれ何だったっけ、不採択になった何だ、地域支援何とかだったっけかな。あ、あれ。12ページでねがったっけ。違ったかな。何かありましたよね。見つけました、すいません。14ページ、14ページの児童福祉費補助金。地域子育て支援拠点事業費補助金、これ不採択になったっていう説明でしたけども、その不採択になった理由、もし分かれば教えていただけませんか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えします。

今ご質問のあった事業につきましては、国庫の補助金でございまして、子ども・子育て支援事業の内容につきましてでございます。今年度の4月1日から子育て支援センターあいあいの職員が役場庁舎内に2人、子育て世代包括支援センターの職員として異動になっております。子育て支援センターにつきましては職員が常勤しなければいけないというルールがございますので、それに伴って、この事業の補助金分につきましては、国庫の方は子育て支援センターではなく子育て世代包括支援センターの方で補助金を切り替えたという形になります。

回答は以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号、令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長(石上義久君) 議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号、令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ346万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億417万1,000円とする。

令和4年2月25日提出

八峰町長 森 田 新一郎

補正予算の内容につきましては、6ページ以降の事項別明細書に基づき歳入歳出の順にご説明いたします。

はじめに、歳入、6ページ・7ページをご覧ください。

6款1項1目一般会計繰入金1,260万3,000円につきましては、1節保健基盤安定繰入金保険税軽減分が642万4,000円、2節保険基盤安定繰入金保険者支援分が243万6,000円及び5節財政安定化支援事業繰入金374万3,000円でありまして、こちらにつきましては、事業勘定特別会計の実績見込みによる追加補正でございます。同じく2項基金繰入金2,011万5,000円の減額につきましては、令和3年度の国保税率の改正によって事業会計の安定化が図られたことによる基金からの繰入が不要になったことによる減額補正でございます。

7款1項1目1節前年度繰越金1,097万6,000円につきましては、前年度事業費総額の確定による追加補正でございます。

次に、歳出、8ページ・9ページをご覧ください。

8款諸支出金1項償還金及び還付加算金60万4,000円につきましては、前年度事業費総額の確定による追加補正でございます。その内訳は、5目保険給付費等交付金償還金の59万6,000円は、特定健康診査等負担金の令和2年度実績額確定に伴う過年度返還金で、

6目その他償還金の8,000円は、災害臨時特例補助金、東日本大震災避難者に係る補助金の返還金でございます。

9款1項1目予備費の286万円につきましては、事業会計歳入歳出の調整による追加補正でございます。

説明につきましては以上です。よろしくご審議のほど、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第13号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,687万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ13億9,077万2,000円とする。

令和4年2月25日提出

八峰町長 森 田 新一郎

補正予算の内容につきましては、6ページ以降の事項別明細書に基づき歳入歳出の順にご説明いたします。

歳入、6ページ・7ページをご覧ください。

8款1項1目1節繰越金の1,687万6,000円につきましては、前年度、令和2年度事業費ですけれども、の額の確定による追加補正でございます。

次に、歳出、8ページ・9ページをご覧ください。

はじめに、2款保険給付費です。1項8目居宅介護住宅改修費負担金の30万2,000円につきましては、居宅介護の住宅改修費実績額増加による執行見込み額に伴う追加補正でございます。同じく9目居宅介護サービス計画給付費負担金の72万2,000円につきましても、居宅介護サービス計画給付費実績額の増加による支出見込み額の追加補正でございます。4項1目高額介護サービス等費負担金87万3,000円につきましては、高額介護サービス費負担金実績の増加見込みによる執行見込み額の追加補正でございます。高額介護サービス費は、同じ月のサービスの利用者負担の世帯合計額が一定の上限額を超えた時に、申請によりその超えた分が後から支給される制度となっております。同じく3目高額介護サービス費（合算分）負担金の74万8,000円につきましては、高額医療費、医療健康保険の国民健康保険、後期高齢者医療と高額介護サービス費の合算分の負担金実績額の増加による執行見込み額の追加補正でございます。こちらは、同じ世帯で負担した介護保険と医療保険の自己負担額、8月から翌年7月までの年間で合算した額が一定の限度を超えた場合に、その申請によってその申請分の額が支給されるという制度でございます。

次に、5款地域支援事業費3項2目任意事業費、扶助費の73万円につきましては、家族介護用品、大人用おむつ等の支給費でございますが、実績額の増加による執行見込みの追加補正でございます。

次のページ、8款1項1目予備費の1,350万1,000円につきましては、事業会計歳入歳出の調整による追加補正でございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほど、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号、令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長(石上義久君) 議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号、令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度八峰町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,967万3,000円とする。

令和4年2月25日提出

八峰町長 森田 新一郎

補正予算の内容につきましては、6ページ以降の事項別明細書に基づき歳入歳出の順にご説明いたします。

はじめに、歳入、6ページ・7ページをご覧ください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料、滞納繰越分普通徴収保険料の85万8,000円につきましては、保険料の収入見込みによる追加補正でございます。

3款1項一般会計繰入金2目保険基盤安定繰入金の66万円の減額につきましては、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金の額が確定したことによる減額補正でございます。

4款1項1目繰越金の24万4,000円につきましては、広域連合の前年度決算による追加補正でございます。

5款諸収入2項1目保険料還付金の5万円につきましては、歳出、還付保険料、過年度保険料の還付見込みによる追加補正でございます。

続いて歳出、8ページ・9ページをご覧ください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目納付金の44万2,000円につきましては、後期高齢者医療保険料現年分、滞納繰越分の実績見込みによる追加補正でございます。そ

の内訳としましては、現年度分及び滞納繰越分を合わせた110万2,000円の追加補正と、被保険者の7割、5割、2割の軽減額分と、被保険者の5割軽減分を合わせた保険基盤安定分66万円の減額補正でございます。

3款諸収入金1項1目の過誤納還付金の5万円につきましては、過年度分過誤納保険料の実績見込みによる追加補正でございます。

これら全てにおいて後期高齢者医療広域連合に支払うものとなります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 7ページの滞納繰越分普通徴収保険料が85万8,000円入ってますけれども、これはあれですか、数年前からの滞納が繰り返されてきて入ったってことなのか。人数分はどうなってるのか。普通徴収ですので1カ月1万5,000円、年金満たない人からの徴収ですので、これ徴収するの大変だと思うんですけども、分かる範囲内でどのくらいの年度からの滞納なのか、人数分が分かったら教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

まずもって、ここで私が申し述べている滞納繰越分につきましては普通徴収ではございますけれども、年金収入が少なく滞納になった方ではなくて、75歳になられて普通徴収に切り替わらない人が納めていなかった分を頂戴したということですので、あくまでも、いわゆる後期高齢者医療に加入されて1年未満の方が、まあ何かの手续を忘れていた、もしくは事情があつて納められなかったということで滞納になった分を納めていただいたという形でございます。2年前からの滞納分でございます、納めた方につきましては2名でございます。

回答は以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第16号、令和3年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長(和平勇人君) 議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号、令和3年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第2号)。

令和3年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ145万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2,441万5,000円とする。

令和4年2月25日提出

沢目財産区管理者

八峰町長 森田 新一郎

補正予算の内容につきましては、6ページ以降の事項別明細書に基づき歳入歳出の順にご説明いたします。

はじめに、歳入をご説明いたします。

6・7ページをご覧ください。

1款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入につきましては、令和3年度の実績見込み額がほぼ固まったことによる予算額の整理のための補正でございます。2項財産売払収入1目物件売払収入につきましては、森林整備センターによる県有林の売払いにおいて、年度内に販売を計画していましたが、今年度の販売が見送られる見込みとなりました。これにより物件売払収入の実績見込みがほぼ固まりましたので、当初予算額との差額163万2,000円を減額補正するものでございます。2目不動産支払収入につきましては、財産区有地の売払いを2件実行しましたので、当初予算額との差額1万8,000円を

追加補正するものでございます。

次に、歳出をご説明いたします。

8・9ページをご覧ください。

1款財産区管理会費1項総務管理費2目財産管理費につきましては、歳入でご説明いたしました財産貸付収入及び財産売払収入の補正により収入見込みがまとまったことによる、各郷中への交付金の精算交付のための追加補正でございます。

2款予備費につきましては、歳入歳出の総額の調整のため150万1,000円を減額補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第16号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号、令和3年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第17号についてご説明いたします。

議案第17号、令和3年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ222万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,985万5,000円とする。

令和4年2月25日提出

八峰町長 森 田 新一郎

補正予算の内容につきましては、6ページ以降の事項別明細書に基づき歳入歳出の順にご説明いたします。

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入、1款診療収入1項1目医科診療報酬収入の300万円につきましては、収入実績見込みによる追加補正でございます。その内容は、コロナ禍において救急対応の総合病院等から紹介患者、いわゆる症状が安定している新規の患者の増加によるものと見込まれます。2項1目医科諸検査費収入の801万5,000円につきましても、収入実績見込みによる追加補正でございます。その内訳は、インフルエンザや高齢者肺炎球菌等、通年の予防接種のほか、新型コロナウイルスワクチンの接種を含めた予防接種収入が723万8,000円、併せて今年度から診療所で実施しております国民健康保険及び後期高齢者医療加入者の特定健診収入が77万7,000円でございます。

3款1項1目繰入金の2,147万7,000円の減額につきましては、診療所の事業費の実績見込みによる減額補正でございます。

6款1項国庫補助金の125万円につきましては、事業実績見込みによる追加補正でございます。その内訳は、新型コロナウイルス感染症拡大防止医療提供体制確保支援補助金として町営診療所医科の分が100万円、歯科診療所歯科の分が25万円でございます。

次のページ、7款1項1目県補助金の698万8,000円につきましても、事業実績見込みによる追加補正でございます。その内訳は、新型コロナウイルスワクチン個別接種支援事業費補助金が20万円、同じく個別接種促進支援事業費補助金が628万8,000円、診療検査医療機関体制整備協力金が50万円でございます。

次に、歳出、8ページ・9ページをご覧ください。

2款1項1目歯科医業費の役務費手数料222万4,000円の減額につきましては、技巧物作成手数料の実績見込みによる減額補正でございます。その内容は、当初、金属資機材の単価の高止まり傾向の懸念があったことから、その分を当初予算に加味しておりましたが、現行の執行実績見込みで減額補正といたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。3時5分より再開いたします。

午後 3時00分 休憩

.....
午後 3時05分 再開

○議長(門脇直樹君) 会議を再開いたします。

日程第18、議案第18号、令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算(第4号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第18号をご説明いたします。

令和3年度八峰町下水道事業会計補正予算(第4号)。

第1条、令和3年度八峰町下水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条、予算第10条に定めた債務負担行為に次の項目を加える。

事項、施設巡回用車両購入。期間、令和4年度。限度額、175万8,000円。

令和4年2月25日提出

八峰町長 森 田 新一郎

今回の提案理由でございます。去る1月23日に発生した大沢地区での住宅火災に伴い、宅内の給水管が漏水したため、担当職員が公用車でその止水作業に向かいました。止水作業終了後の帰り道で県道常盤峰浜線を走行中に脇見運転をしてしまい、路肩の雪の壁に接触して、その反動でバランスを崩して横転し、そのまま滑りながら一回転して道路

中央に横倒しの状態となったものであります。担当職員に怪我はなかったものの、公用車は廃車扱いとなったため、現在はリース車両で対応しています。水道の巡回車両は毎日頻繁に使用するものであることから早急に車両を購入する必要があり、債務負担行為の追加補正をお願いするものであります。

内容をご審議の上、よろしくご承認くださるよう、よろしくお願いたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第18号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。
十分気をつけてください。

○建設課長（石嶋勝比古君） はい。

○議長（門脇直樹君） 日程第19、発議第1号、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） 朗読させていただきます。

発議第1号

令和4年2月25日

八峰町議会議長 門 脇 直 樹 様

提出者	八峰町議会議員	芹 田 正 嗣
賛成者	同 上	腰 山 良 悦
〃	〃	水 木 壽 保
〃	〃	奈 良 聡 子
〃	〃	芦 崎 達 美

予算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由です。令和4年度八峰町一般会計及び各特別会計予算、各公営企業会計予算、特別会計への繰入を集中的に審査するためのものであります。

予算特別委員会の設置について。

予算特別委員会を次のとおり設置するものとする。

1、名称、予算特別委員会

2、設置の根拠、地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定によります。

目的として、3、目的、次の議案について審査することを目的とする。

議案第19号、令和4年度八峰町一般会計予算、議案第20号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第21号、令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、議案第22号、令和4年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号、令和4年度八峰町沢目財産区特別会計予算、議案第24号、令和4年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、議案第25号、令和4年度八峰町営診療所特別会計予算、議案第26号、令和4年度八峰町簡易水道事業会計予算、議案第27号、令和4年度八峰町下水道事業会計予算、議案第28号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について。

4、設置の期間、令和4年2月25日から令和4年3月11日まで。

5、委員の定数、11名。

6、予算審査に関する特別委員会分科会（各常任委員会）所管事項は別紙のとおりとし、総務民生分科会の所管事項として、令和4年度八峰町一般会計予算のうち、総務課、企画財政課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所、議会事務局、選挙管理委員会及び監査委員の所管に関する事項並びに他の分科会の所管に属さない事項。2、次の令和4年度八峰町特別会計予算に関する事項として、①沢目財産区特別会計予算、②国民健康保険事業勘定特別会計予算、③介護保険事業勘定特別会計予算、④後期高齢者医療特別会計予算、⑤町営診療所特別会計予算。教育産業建設分科会の所管事項として、1、令和4年度八峰町一般会計予算のうち、農業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課及び教育委員会の所管に関する事項。2、次の令和4年度八峰町特別会計予算に関する事項として、①合併処理浄化槽事業特別会計予算。3、次の令和4年度八峰町公営企業会

計予算に関する事項として、①簡易水道事業会計予算、②下水道事業会計予算。4、特別会計への繰入に関する事項として、①八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ただいま朗読のとおり、予算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番水木壽保君、2番山本優人君、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君、7番見上政子さん、8番菊地 薫君、9番笠原吉範君、10番芦崎達美君、11番皆川鉄也君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間休憩します。ご協議いただきたいと思ひます。

午後 3時14分 休 憩

.....
午後 3時15分 再 開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第20、予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

予算特別委員長には1番水木壽保君、副委員長には9番笠原吉範君が互選されました。

日程第21、議案第19号、令和4年度八峰町一般会計予算を議題とします。

ただいま議題となっています議案第19号については、予算特別委員会に付託したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号、令和4年度八峰町一般会計予算は、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第22、議案第20号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第23、議案第21号、令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第24、議案第22号、令和4年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第25、議案第23号、令和4年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第26、議案第24号、令和4年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、日程第27、議案第25号、令和4年度八峰町営診療所特別会計予算、日程第28、議案第26号、令和4年度八峰町簡易水道事業会計予算、日程第29、議案第27号、令和4年度八峰町下水道事業会計予算については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して予算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第30、議案第28号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてを議題とします。

ただいま議題となっています議案第28号については、予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第31、議案第29号、八峰町教育委員の任命についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） それでは、議案第29号、八峰町教育委員の任命についてご説明申し上げます。

下記の者を八峰町教育委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

住所は八峰町峰浜水沢字水沢133番地、氏名は阿部昌子さん、昭和37年7月5日生まれ

です。

令和4年2月25日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、八峰町教育委員の阿部昌子氏が令和4年6月12日で任期満了となることから、引き続き同氏を八峰町教育委員に任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を必要とするためであります。

どうかよろしくご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第29号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第29号を採決します。
この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本案は無記名投票で行うことに決定しました。
議場の出入り口を閉めます。
（議場閉鎖）

○議長（門脇直樹君） ただいまの出席議員数は12名です。
次に、立会人を指名します。
立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、4番腰山良悦君、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君の3名を指名します。
投票用紙を配ります。
（投票用紙配付）

○議長（門脇直樹君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。
投票用紙の配付漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（門脇直樹君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（門脇直樹君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わり、開票を行います。

先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（門脇直樹君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成11票、有効投票のうち反対ゼロ票。以上のおり賛成が多数であります。したがって、議案第29号は原案のおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（門脇直樹君） 日程第32、議案第30号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第30号についてご説明いたします。

議案第30号、八峰町沢目財産区管理委員の選任について。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものです。

住所は八峰町峰浜目名瀧字目名瀧81番地、氏名は柴田正高さん、昭和24年11月7日生まれの方です。

令和4年2月25日提出

八峰町長 森田新一郎

提案理由ですが、八峰町沢目財産区管理委員の柴田節郎氏が令和4年3月31日で辞任

することから、関係地区に推薦を求めたところ、柴田正高氏の推薦があり管理委員として選任いたしたく、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

例年、沢目財産区の管理委員については、それぞれの郷中の総代が選任されておりました、このたび柴田節郎氏から柴田正高氏に総代が代わられるということで、柴田正高氏を管理委員の選任をしようとするものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第30号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第30号を採決します。お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。
お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第33、議案第31号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第31号についてご説明いたします。
議案第31号、人権擁護委員候補者の推薦について。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所は八峰町峰浜高野々字高野々141番地、氏名は小林金則さん、昭和25年3月1日生

まれの方です。

令和4年2月25日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由ですが、現委員の小林金則氏が令和4年6月30日で任期満了となることから、引き続き八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

小林金則さんは、現在2期目の人権擁護委員でありまして、引き続き3期目を推薦しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第31号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 質疑ではありませんが、先ほどの委員の選任に際して言えばよかったです。人事案件については顔写真をつけるべきではないのかなど。全て全員提案された方々を頭の中でイメージするっていうのはなかなか困難な方も私はいるのです。ね、できれば今後、顔写真貼付の上やってもらいたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） お答えします。

議員の意見を踏まえて、また他市町村の状況も踏まえて検討させていただきたいと思えます。まあ顔写真は特に問題はないと思うんですが、個人の委員になる方々からも承諾もらわなきゃいけないことだと思いますので、その辺、ほかの市町村の状況も踏まえながら検討させていただきたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） 休憩します。

午後 3時31分 休憩

午後 3時32分 再開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第34、議案第32号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長(森田新一郎君) 議案第32号についてご説明いたします。

議案第32号、人権擁護委員候補者の推薦について。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所は八峰町八森字浜田171番地、氏名は工藤金悦さん、昭和32年7月20日生まれの方です。

令和4年2月25日提出

八峰町長 森田新一郎

提案理由ですが、現委員の工藤金悦氏が令和4年6月30日で任期満了となることから、引き続き八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

工藤金悦さんは、現在1期目でございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長(門脇直樹君) これより議案第32号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第35、議案第33号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長(森田新一郎君) 議案第33号についてご説明申し上げます。

議案第33号、人権擁護委員候補者の推薦について。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所は八峰町峰浜塙字塙1番地、氏名は太田たかねさん、昭和36年6月15日生まれの方です。

令和4年2月25日提出

八峰町長 森田新一郎

提案理由ですが、現委員の太田たかね氏が令和4年6月30日で任期満了となることから、引き続き八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

太田たかねさんは、現在1期目でございます。道の駅峰浜にあります道のレストラン「はっぼう」の代表をしている方です。

よろしくご審査の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長(門脇直樹君) これより議案第33号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第36、議案第34号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第34号についてご説明いたします。

議案第34号、人権擁護委員候補者の推薦について。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所は八峰町八森字山内5番地5、氏名は藤田吉孝さん、昭和35年2月2日生まれの方です。

令和4年2月25日提出

八峰町長 森田新一郎

提案理由ですが、現委員の齊藤一義氏が令和4年6月30日で任期満了となることから、新たに八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

藤田吉孝さんは、令和2年の3月31日付けで八峰町役場を退職された方で、現在、特任官として務めている方でございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第34号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第37、陳情第1号、「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番(山本優人君) この陳情については反対をいたします。

全国一律の最低賃金、まあ理想は非常にいいわけですが、秋田県の賃金と東京の賃金と同じになってもですね物価が上がれば同じことになって、人を募集するためには必ず賃金というのは上がっていくものであります。それを全国一律賃金などできるはずもない、そういう希望的な不可能な賃金を実現しようと、しろというふうな陳情については反対いたします。

○議長(門脇直樹君) ほかに討論ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 賛成の立場で討論いたします。

政治というものは限りなく理想に向かって近づいていくものであります。地方と都会の格差をなくすためにも、この一律の賃金というのは必要なことであります。で、地方が疲弊しているのも、この賃金があまりにも安い。地方に人が来ないのは、やっぱりひとえにこの最低賃金が安いことで、地方に仕事があれば人も来ます。そのような理由で、この陳情には賛成いたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 賛成討論をします。

秋田県の少子高齢化は景気の課題であります。若者定着が全国ワーストワンになることは、地域の発展はありません。時給1,500円掛ける8時間掛ける20日分で24万円。まあいろいろ引かれて手取り20万前後になって、ようやくこれで結婚意欲も湧いてきます。最低賃金を引き上げるためには、中小零細企業支援が必要です。また、大企業が中小零細業者の単価削減を抑えることも国の重要な課題であります。日本経済の鍵を握る中小業者を活性化させるためには、個人消費を拡大させなければなりません。そのためには、全国一律最低賃金制を確立させて多数の労働者の賃金を引き上げることが、地域経済好循環の図ることが必要だ、まあこういうふうに書かれております。そのためにも、是非この意見書を地方議会から提出して、これを若者支援に繋げていかなければならないと思ひ、賛成をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 私は反対の立場で討論いたします。

まず、この八峰町で1時間1,500円ですと働く場所がなくなります。まず私も人を雇えません。赤字になるからです。まず、その1,500円を実現するためには、行政の支援がなければ私は無理だと思います。そもそも収入がないのに今の賃金を大幅にアップするということはできることではありません。しいたけも梨もみんな駄目になります。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第1号、「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求

めます。

(賛成者起立)

○議長（門脇直樹君） 起立少数です。したがって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

日程第38、陳情第2号、最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 反対の立場で討論します。

これについては、中小企業の支援ってということについては非常に私も賛同はしております。先ほどの最低賃金、それをするに当たってもですね中小企業の支援が必要ですし、秋田県の賃金が安いということも問題はあるわけです。そのためには中小企業の支援ってことは非常に必要なことだと理解はできますが、この内容がですね問題があるわけです。2枚目にあります、月150時間の労働で1,500円だと。冗談ではないですよ。150時間しか働かない人に賃金1,500円も払う必要はないわけですよ。たった6時間しか働かないという計算なるわけです、1カ月。150時間、1日6時間で150時間働けば25日しか働かない。普通7時間半、8時間働いて初めて1,500円払える価値があるのに、たった6時間しか働かないという計算なるわけです。こんな理不尽な勝手な労働者の要求にはですね、私は応じられない。まああと民間的にはですね、漁業者、朝2時、3時に船出します。帰ってくるのは6時です、夕方の。12時間、14時間働いていますよ。農業者だって天候が良くなればですね、朝間の4時、5時から起きて夕方まで働く。そういう状況の中で、ここで該当するのは大企業、公務員、本当のもうちょっと大きい中小の大きい会社ぐらいしか、この対応にならないわけですよ。我々農業者、漁業者っていうのは、この1,500円を払うようになれば、先ほど笠原議員が言ったようにですね払える要素は一つもないです。この1,500円を付加した野菜を買ってくれますか。今年はキャベツも1個

100円しませんよ。ネギだって1本10円ですよ。そういうふうな状況を理解しないこういう陳情は、私は賛成できません。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 150時間っていうのは、8時間で割れば大体まあ7時間ちょっとですけども、土日が休み、これは労働者の常識であります。それに祭日が入ったりすれば、実質働く時間は8時間に満たない、こういう状況になります。それと、私が計算したとおり24万円。これに社会保障とかいろいろ引かれても20万そこそこ。これでようやく若者は生活の基盤ができてくるのであります。そして、これは零細企業にも国で必ずこれを行う、これは今、国会でも討論されてますけれども、これは常識であります。何も1,500円を払えということではありません。国が必ずこれを補填する、零細企業でもこれを補填してあげなければいけないということは、岸田首相も言っております。是非これはね格差、地域格差をなくするためにも、これは必ず、まず全部東京に流れて行ってしまっっては、秋田県も八峰町ももうなくなってしまいますよ。まず、ここに若者を支援させるということを私たちは一生懸命議会の中で言ってるわけですので、若者がここに定着させるためには、まず若者の給料を上げてやる。今、若者、生活できますか。大変な状況ですよ。高校卒業しても、免許取って、それからいろんなものやったにしても生活できない。親と何とか生活してる状態です。自立させていくためには、まずこの賃金を保障してやる。パートも非正規もみんなこの金額を保障してやる。これが最低ラインだと思いますので、是非国に意見書を提出してください。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第2号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第2号最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立少数です。したがって、陳情第2号は不採択とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、8日午前10時より開会し、一般質問を行います。
これにて散会します。ご苦勞様でした。

午後 3時52分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 1番 水 木 壽 保

同 署名議員 2番 山 本 優 人

同 署名議員 3番 奈 良 聡 子